

第二十四回国会 参議院大蔵委員会會議録 第二十三号

昭和三十一年五月九日(水曜日)午前十一時五十九分開会

委員の異動

四月二十八日委員最上英子君辞任につき、その補欠として長島銀藏君を議長において指名した。

四月三十日委員長島銀藏君、深川タマエ君及び岡三郎君辞任につき、その補欠として大矢半次郎君、山本米治君及び村尾重雄君を議長において指名した。

五月四日委員藤野繁雄君及び菊田七平君辞任につき、その補欠として佐藤清一郎君及び木村篤太郎君を議長において指名した。

五月七日委員佐藤清一郎君、木村篤太郎君、遠藤柳作君及び東隆君辞任につき、その補欠として藤野繁雄君、菊田七平君、植竹春彦君及び菊川孝夫君を議長において指名した。

五月八日委員井村徳二君、村尾重雄君及び中山福蔵君辞任につき、その補欠として大屋晋三君、岡三郎君及び小林政夫君を議長において指名した。

本日委員森田豊壽君、大屋晋三君、植竹春彦君及び平林剛君辞任につき、その補欠として西岡ハル君、井村徳二君、小柳牧衛君及び岡田宗司君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君  
理事 大矢半次郎君  
藤野 繁雄君

委員

岡 三郎君  
前田 久吉君

井村 徳二君  
木内 四郎君

菊田 七平君  
小柳 牧衛君

西岡 ハル君  
西川 五郎君

山本 米治君  
岡田 宗司君

小林 政夫君  
土田 国太郎君

政府委員  
自治庁財政部長 後藤 博君  
大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵省主計局長 宮川 新一郎君

大蔵省主計局次長 中尾 博之君

大蔵省主計局代理 正示啓次郎君

大蔵省管財局長 東條 猛猪君

大蔵省銀行局長 常任委員 木村常次郎君  
会専門員 岩動 道行君

大蔵省管財局 特殊清算課長 岩動 道行君

説明員  
大蔵省管財局 岩動 道行君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する

政令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○交付税及び譲与税配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員會を開会いたします。

議事に入るに先立って、委員の異動について御報告いたします。

四月二十八日付をもって最上委員が辞任され、その補欠として長島銀藏君が委員に選任されました。また、四月三十日付をもって岡、長島、深川の三委員が辞任され、村尾重雄君、大矢半次郎君、山本米治君が委員に選任され、五月四日付をもって藤野、菊田岡委員が辞任され、佐藤清一郎君、木村篤太郎君が委員に選任され、五月七日付をもって佐藤、木村、東、遠藤の四委員が辞任、藤野繁雄君、菊田七平君、菊川孝夫君、植竹春彦君が委員に選任され、五月八日付をもって井村、村尾、中山の三委員が辞任、大屋晋三君、岡三郎君、小林政夫君がそれぞれ委員に選任されました。さらに本日付をもって平林、植竹、森田、大屋の各委員が辞任され、岡田宗司君、小柳牧衛君、西岡ハル君、井村徳二君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(岡崎眞一君) なお、ただいま御報告申し上げました通り、大矢、藤野、岡の三理事が一たん委員を辞任されましたため、理事に欠員を生じたので、直ちにその補欠を互選いた

したいと存じますが、先例により、成規の手続を省略し、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(岡崎眞一君) 異議ないと認めます。それでは理事に大矢半次郎君、藤野繁雄君及び岡三郎君を御指名申し上げます。

○委員長(岡崎眞一君) まず會計法の一部を改正する法律案を議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました會計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行の會計法におきましては、国が契約をする場合には、すべて公告して競争に付することを原則としております。これによりまして、国がその取引において競争による利益を享受する上に遺憾なきを期するとともに、関係職員の公正を確保することといたして、最低の落札者によつては、工事の投げ出し、竣工遅延等により完全な履行がなされない場合も予想されますので、かかる場合に備へ、相手方とすべき者の申し出にかかる価格によつてはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、一定の手続を経て予定価格の制限の範囲内で価格の申し出をした他の者のうち最低価格の申し出をした者を当

該契約の相手方とすることができるといたしました。入札による落札者によりましては、契約の内容に適合した履行がなされないため、かえつて国に損失をもたらすこととなるような事態を防止しようとするものでござい

ます。以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さい。よりお願い申し上げます。

○委員長(岡崎眞一君) 本案の質議は後日に譲りまして、資料の請求がござい

ます方は御要求願います。

○委員長(岡崎眞一君) 次に、閉鎖機關令の一部を改正する法律案

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

以上、二案を便宜一括して議題にして、質疑を行います。

○岡田宗司君 まず閉鎖機關令に關連する分の問題から当局に御質問をいたします。

この提案理由の説明で見ますといふと、昭和二十年の九月以来整理を進めてきて、当初千八百八あったが、なお今日相当な数のものが残つておるよう

でございます。私も一番不思議に思ひますのは、すでに十年余を経ておりまして、なおここのうものが幾多残つておるといふことは、どうしてこ

れが非常に長引いておるのかといふことをまずお伺いしておきたい。

○岡田宗司君 閉鎖機關令に關連する分の問題から当局に御質問をいた

します。

○説明員(岩動道行君) 閉鎖機関につ

きましては、ただいまお話しのように、当初千八百八十八機関ございました。これは大正昭和二十年の九月から三、四年の間にわたって指定を受けたものでございます。従いまして、中には指定になってからまだ十年たっていないものもあるわけでございます。当初指定を受けたものから見れば、十年以上経過をいたしておるといふような状態になっております。それで千八百八十八の閉鎖機関を清算をいたして参つたのでございますが、その大部分、すでに千五百ばかりのものは清算を終了いたしました。この清算の事務というものは非常に困難な仕事でございます。なかなか思うにまかせない点もあつたわけでございますが、非常な努力をいたしまして、ようやく今日それだけの数に減つて参つたわけでございます。残つております機関の大部分は、国内の清算につきましては大部分を結了いたしておりますが、国外の、在外の關係が主として残つておりますために、清算がまだ結了できないというやうなものが主体をなしておるわけでございます。また債権の回収等が非常に困難で、一時にはこれを回収できない。何年かかつて回収していかねればいけないといったやうな機関もございまして、そのような特殊なものが現在残つておりました。特にこれだけのものが非常に手を抜いたためにおくられたとかいったやうなことでなしに、非常な努力は払つておりましたが、なおかつ客観的な情勢から整理がまだ最終的につかないというやうなものが現在残つておるわけでございます。たとえば横浜正金銀行といったやうなものは、非常に国外との關係がございまして、たとえばイタリヤとの特別円問題でありますとか、その他そういったやうな国際關係のまだ確定できないために整理がつかないというものもございまして、また国内の機関といたしましては、たとえば戦時金融庫というやうなものがございまして、これも戦時中の貸付が非常に多岐多様にわたつておりまして、それらの貸付を受けた会社がその貸付金の返還につきましてなかなか思うやうにいかない。何年間にわたつて、これを年次計画に従つて償還をするといったやうなために、この清算もおくれているといったやうなものが大體の事情でございます。

○岡田宗司君 一体これはいつごろまでかかるのですか、見通しは。

○説明員(岩動道行君) 大へんむずかしい御質問でございますので、何ともいつということは申し上げかねるのでございますが、できるだけ私どももいつに監督をいたしております。ただ何分にも相手のある仕事でございます。また中には訴訟關係も起つたために、その訴訟が片づかないために終了もできないというやうなものもございまして、一がいにあと何年ということはなかなか申し上げかねる実情にございまして。

○説明員(岩動道行君) 大體そのよう

でございます。たとえば先ほど申しましたやうに、横浜正金銀行などは最もその典型的な例であります。○岡田宗司君 そういたしますと、たとえば次の問題になつてくる朝鮮銀行あるいは台湾銀行の問題は、朝鮮との關係なりあるいは台湾との關係について、さらにいろいろな問題が解決しなければこれは片づかないということになりやしないですか。

○説明員(岩動道行君) この点は閉鎖

機関令自体の建前といたしまして、一応清算の対象は国内にある財産を対象としております。従いまして先ほど申しました国外との關係、国際關係と申しましても、国内の債務として対外國との交渉を持つてゐるやうな債権債務の処理、これがなかなか簡単に進まないという趣旨で申し上げたわけでございます。従いまして朝鮮銀行あるいは台湾銀行等につきましては、国内でそのやうな債権債務に關して、特に相手國と交渉をしなければならぬ特別な債権債務という問題がありますれば、これはなかなか解決が困難な場合もあり得るわけでございますが、鮮台銀行につきましては、現在のところそのやうな国際關係のある国内の債権債務というものはございません。従いまして、閉鎖機関令の規定に従いまして、現在処理も最終段階に到達いたしているわけでございますので、これは特に日韓交渉あるいは日台交渉といったやうな特別取りきめができなければ、清算を結了できないというやうな趣旨のものではございません。

○岡田宗司君 これはまあ朝鮮銀行も

台湾銀行もですが、まあ朝鮮で仕事をし、台湾で仕事をしておつた。で、これは全体として見れば、仕事は国内と国外でもつて非常に錯綜した關係にあつたと思ふのです。財産の点だけ、国内にあるものだけ分離してやるということではこれは片づけるということでありまして、他の問題についても、たとえば横浜正金等についてもそういう方式をとり得るのじゃないのですか。

○説明員(岩動道行君) 閉鎖機関令によりまして、国内と国外との債権債務を区分して処理をいたしておりますので、正金銀行につきましても、もちろん國外のいわゆる在外の債権債務につきましまして、これは切り離して処理できるやうな態勢になつてゐるわけでございます。先ほど例として申し上げましたのは、たとえばイタリヤの特別円の問題を例にして申し上げましたことは、イタリヤの為替金庫が日本の国内における正金銀行の本店に対して債権を持つてゐる、国内の債権債務である、こういう關係になつております。従いまして、これは当然閉鎖機関令の国内の債権債務の処理の対象に入つて参りますので、どうしても処理をつけなければ清算の結了ができないわけでございます。ところが、たまたまこれが相手方がイタリヤの為替金庫——イタリヤという國を背景といたしたものでございまして、その間にいろいろな協定あるいは覚書等がございまして、その内容につきましましていろいろ見解の相違がございまして、そこでまあなかなか結論が出て参らないという状態になつております。従いまして正金銀行につきましても、そのやうな国内の債権債務であるけれども、相手方がたまたま外國であるというものに関してはなかなか解決がつかないという状態になつてゐるわけでございますが、その他の純然たる在外の債権債務につきましては、朝鮮銀行、台湾銀行と同様に切り離して清算は結了に持つていける制度になつてゐるわけでございます。

○岡田宗司君 そういふよりはつきり切り離してやれるということならば、たとえば朝鮮、台湾銀行については今までもつとその点は進んでゐたのじゃないか、どうしてその点について十年以上かかるやうなことになつたのですか。

○説明員(岩動道行君) 大體閉鎖機関に指定をされましたのは、鮮台銀につきましては二十二年九月三十日でございますが、この当時は全く混亂の状態になつておつたのでございます。しかも当時の司令官が直接その財産を管理する、また金庫を完全に向うだけで握つてしまつてゐるやうな状態で、日本側としては何ら手をつけられない状態が當分続いておつたわけでございます。それから債権債務の処理、その他財産の処分等につきましては、これはまず相手方に確認を求めたり、こちらで資料を整えて、そして払うべきものは払うというやうなことになるわけでございますが、これも資産が全体で幾らになるかという見通しがつかなければ支払いもできない。資金が十分であればほとんど支払われるというところも可能であるわけでございますが、もしそれが債権額が相当大きく、しかも資産が少いというやうな場合には、何名の支払いをするかの問題も出て参つてくるわけでございますので、そ

の間の全体の数字を把握する、また債権を回収する見込み等、なかなか困難な問題がございまして、それで数年間は過ぎて参ったわけでございます。しかし鮮合銀につきましては別に資産が豊富にあったので、とにかく国内の債権債務はほとんど九〇%以上、もうすでに完了いたしておるわけでございますが、その後御承知のように外地の預金者、あるいは外地からの国内向けの送金者等についても支払いをしてやろうじゃないかというようになりまして、そのためにまたここ二、三年が経過して、ようやくその前送金の支払いにつきましてもその大部分を終了するといふような段階になってきておるわけでございます。実情をいたしましては非常に急いで整理をいたしておりますが、今申し上げたようなことではなかなか簡単には進まないというのが現実の状態でございます。

○岡田宗司君 閉鎖機関のこの清算についての監督は、どの程度あなたの方でやっておられるのですか。

○説明員(岩動道行君) 閉鎖機関の監督につきましては閉鎖機関令に規定がございまして、まずその清算人の選任につきましては大蔵大臣が選任をいたしまして、その清算行為はすべて法律に従って清算人が行うことになっております。その間に特別に大蔵大臣の指示を仰ぎ許可を受けるというような事項も出て参つてくるわけでございますが、それについては一々大蔵大臣が認可を与え、指示を与えるという建前をとっております。そうしてその清算人の行為にかりに不当なことがあるといったような場合には、大蔵大臣は清算人

を解任することもできるという体制になっております。

○岡田宗司君 私、そういう何と何ののですか、法規上のことを聞いていますのじゃないのです。実質的にあなたの方でどのくらいこれに対して監督をしているか。それでたとえば清算の進捗状況の何かについて、毎年あなたの報告を受けて、それに対してそういうことですね。

○説明員(岩動道行君) 清算の促進につきましては、特に毎月一回清算人会議を開きまして、その会議には大蔵省からも関係者が出席いたしまして、ここに、その一カ月間における清算事務の進捗状況、あるいは困難な問題等についての質疑応答、またそれに対する適宜な処置の方針と指示、その他の打ち合せを毎月一ぺんはやつておるわけでございます。それからその報告につきましてもこれは随時受けて、私どもの方ではまた検査をいたしております。なおこのような清算業務をいたすにつきましても、清算事務所におきまして職員を雇ひ、またはいろいろな経費を支出するわけでございますが、その予算につきましても、毎四半期ごとに大蔵省にその計画を提出して、大蔵大臣がこれを承認をして、その予算の範囲内において清算事務を行うというようないことをいたしておるわけでありまして。

○岡田宗司君 たとえばこの清算事務を行う際に、財産の処分をする際に、不当と見られるようなことが起つた場合にあなたの方どうするのですか。

○説明員(岩動道行君) 財産の処分につきましては、業務規則というものを作っております。その規定に従つて、これはできるだけの機関に有利なように処分をするという原則のもとに、これは一般の競争入札で処分していくという建前をとっておるわけでございます。従いまして、特に金額の大きなものにつきましては、あらかじめ大蔵省にも相談もございまして、今日までその処分につきまして不当であるというようない事例はなかったと思ひます。

て、これはできるだけの機関に有利なように処分をするという原則のもとに、これは一般の競争入札で処分していくという建前をとっておるわけでございます。従いまして、特に金額の大きなものにつきましては、あらかじめ大蔵省にも相談もございまして、今日までその処分につきまして不当であるというようない事例はなかったと思ひます。

○岡田宗司君 それはあなたの方にすれば不当な事例はなかったというけれども、現実にはそういう問題が多々起つてくるように私は聞いています。そのうち、たとえば何をあげてみますかというのと、何と何ののですか、朝鮮銀行が東京、大阪を初め各地に支店を入つて、それぞれ相当な建物がある。それでその八つの大きな建物が四千五百万円に処分されているというのです。大阪の目抜き通りの場所にあった支店が八十五万円でもって売却されたという、そういうのは不当じゃないのですか。

○説明員(岩動道行君) これは特に有名な建物につきましては、第三者の鑑定も仰いで、一応予定価格を立てて出しておるわけでございます。それからただいまの金額につきましては、これは大体、処分をした年月日が非常に早い時期でございまして、たとえば朝鮮銀行の東京の店の競売は昭和二十四年に行われております。またたとえば大阪につきましては、これは土地でございまして、これは二十二年といつたより非常に早い時期に行われておりますので、ただいまから考えますと非常に何か少い金額であるという印象を受けますけれども、当時としてはそれぞ

れ適正な入札価格で売却されているというふうに考えます。

○岡田宗司君 そうしてそのほかにも有価証券のごときもの、これは早く処分したから安いのだというお話もあると思ひますが、中には閉鎖機関関係者の手に入つたものもあるというところも聞いておるのです。つまり非常に安く売却して、そいつがいろいろな形でそういう人たちの手に入つたものがあるというようないことを聞いておるとすると、これはまた問題があると思ひますが、そういうことは御存じないのですか。

○説明員(岩動道行君) ただいまのような具体的な事例を私は耳にいたしたことはございせんのですが、そのような株式の処分に当りまして、これも一般に公開入札をいたすわけでございます。また特に当該事務所の職員が入札に参加するといふことは厳に戒め、またできないことが建前になっておりますので、その他の関係者、旧閉鎖機関におりました元の職員等であるいは一般公開入札に参加し、落札をしたという者があつたかもしれませんが、これは特にそれだけが不当に安い価格で入手したという経過にはなつていないのではないかとこのうに考えております。

○岡田宗司君 それから朝鮮の方の関係ですと、朝鮮銀行、殖産銀行、金融組合連合会、信託会社等が閉鎖機関に編入されております。ところがこれらの銀行の旧関係者は、その資産状態がどうなつておるかといふことがわかつておるはずですか。かつこれらの各銀行の清算事務を、それらの金融機関に全然縁のない人たちに任せておるとい

うようなことがいわれておることがあつたので、またそこいらをいろいろと疑惑が生じた点もあつた。たとえば旧関係者はその清算人に対して、いろいろと説明を求めたものもあつたといふふうにも聞いております。またそういうふうな各会社の諸君の方から、一つ自分たちがこの会社を育ててきたのだから、この清算事務に関係していただきたい。その方がうまくいくがというやうなこと、だいたいそちらの方面から、つまり元の関係者の方面から清算事務をやらすやうにという申請をしてきたことがある。ところがそういうことに対して当局は、要求してもなかなか応じなかつた。それは朝鮮銀行についていふと、まあ二年ぐらい前にようやくそれに応じたといふやうなことがあつたといふことで、私どもいろいろその話を聞いておるのですが、なぜそういう点について旧関係者に清算事務にタッチさせなかつたか、そのためにかえつていろいろな清算事務も延びたり、あるいは財産の処分についても、やや疑惑もあるやうなことも起つたり、あるいは旧関係者等に説明のできないやうなことも起つたのではないかと思ひますが、その点についてはどういふふうにお考えになっておられますか。

○説明員(岩動道行君) 閉鎖機関の整理の沿革から申し上げますと、占領時代におきましては、司令部の指示に基づきまして、閉鎖機関整理委員会というものができておりました。これが一切直接清算を担当するといふ仕組みになつておつたのであります。つまり一切の閉鎖機関は必ずしも旧閉鎖機関と関係のある人でなく、別個に政府機関とし

ての整理委員会にその清算事務を行わせていくという建前で昭和二十七年までは行われて参つたのであります。その後二十七年の四月から現在の制度に変わったわけでありまして、現在の制度と申しますのは、全体的な総合清算主義ではございませんけれども、大体グループ別に分けましてそれぞれ総合清算をやるといふ建前をとつておるわけでありまして、この総合清算の趣旨は、できるだけ経費を少くして、能率的に清算を行つていくのが根本的の建前になっております。従いまして、現在は特殊法人関係の清算事務所が一つ、在外活動をやつておりました閉鎖機関が一つ、それからすでにこれはもうほとんど仕事は終了いたしました、一般の法人関係の清算事務所が一つ、これが東京と大阪に分れておつたのであります。そのいずれも今日はまだ、すてにほとんど清算事務を終了いたしました。そのほかには、御指摘のありました朝鮮銀行、台湾銀行にそれぞれ単独の清算人が現在選任されておるわけでありまして、このようにその清算はできるだけ総合的に、しかも少数の人間をもつて、できるだけ能率的に経費を少くして促進をしていくというのが建前になっておるわけでありまして、従いまして、必ずしも閉鎖機関の会社の職員自身がその在職しておつた会社の清算だけを担当するということにはなつておりません。しかしながら、特に大きな閉鎖機関につきましては、これは特別に顧問といったような制度を設けまして、そうしてこの顧問につきましては、それぞれ閉鎖機関の重要な地位におられた方をお願いいたしました、その方々に重要な問題につ

いてはすべて御相談もし、御意見も聞き、そして遺憾ない処理をやつていくという体制をとつていくわけでありまして、たとえば正金銀行につきましても顧問を二人お願いいたしておるわけでありまして、また朝鮮殖産銀行につきましても現在三人の方を顧問にお願ひをして、いろいろと御相談もし、御意見も聞いてやつて参つておるわけでございます。このように必ずしも旧職員の方自体の清算はやつておりませんが、総合的に、しかも主要な機関につきましてはそれぞれ顧問という方をお願いして、その方からいろいろな御意見を聞いて、できるだけ実情に即した解決をしていくという制度をとつておるわけでございます。従いまして、そのほかまた、たとえば預送金の支払い、外地からの預送金の支払いといったようなものにつきましては、特に現地の事情等も詳しく知つておる人があることが非常によろしいわけでございます。そのほか、そういったような場合には特に新しく旧関係の職員の方を採用して、遺憾なきを期するというようなこともやつておるわけでございます。

○岡田宗司君 今のお話を聞くと、まあ総合的にやつた方が経費もかからぬし、早くいくのだというお話でしたが、総合的にやつてかえつておそくなつて、そうしてまたやり方に非常な何というのですか、不適当なことが起つてきたという例もあるように私聞いておるのです。それからまた同時に、その閉鎖機関の清算については、それぞれの会社からやはり費用を負担しておるわけですか。この額も相当な額に上つておるといふふうに聞いておる。これは相当な乱費をされておるのじゃないか。清算の方でかなりそれを十分に潤沢に使い過ぎておるのじゃないかというふうなことも耳にしておるのですが、一体そういうものはどうの割合になつておるのか、そういう点はどうなんですか。

○説明員(岩動道行君) ただいま全体の費用につきましては、ちよつと手元に数字を持ち合せておりませんが、現在残つております三十八の機関につきまして、最近の費用の実績を申し上げますと、これは一四半期に四千三百万円でございます。これは三十八機関でございまして、その現有資産に対する割合から申しますと〇・二一％に相当するわけでございます。大体清算経費の一般の通念から申しますと、これははつきりした統計的な数字があるというわけではございませんが、私どもが聞いておりますところによりますと、大体そういう現有資産に対して二・三％から数パーセントぐらいの経費をかけてやつておるといふのが一般の会社の状況のように私どもは聞いておるわけでございます。それに対して、ただいま申しましたようにわずかに〇・二一％というふうに、相当削減された経費をもつてやつておるといふふうに私どもは考えております。また先ほど申しましたように、その経費の内容につきましては、一々しさいに予算書を出していただきまして、その予算書を私どもは十分検査をして、その上で費用の承認をいたしておるわけでございます。決して乱費をしていないというふうなことはないと確信いたしております。

○岡田宗司君 まああなたは乱暴なことをしてない、あるいは乱費をしてないと言つておられるけれども、まあいふ所ういふ方面ではやつておるといふことは、もういろいろ事実があるようにです。で、それはそれとして、一体そのまあ四千数百万円で何人ぐらいでやつておるか。

○説明員(岩動道行君) はつきりした数字は記憶いたしておりませんが、約二百人ぐらいになると思ひます。

○岡田宗司君 とにかく一四半期でそれだけの金を使つて、二百人ぐらいでやつておるとすれば、これは非常に潤沢だろうと思ふんですが、非常に嚴重な何でやつておるんですか。

○説明員(岩動道行君) 人件費につきましては、これは国家公務員並みの給与で押えてやつておるわけでございます。それからただいま申しました経費の中には、外地の預送金関係の仕事が相当現在あるわけでございます。それらの送金手数料等、そういったような具体的な債権債務の処理に必要な事務的な経費の方が大部分を占めておるといふことになっております。

○岡田宗司君 それは数字の上では〇・〇何パーセントで、えらい少いように見えるけれどもね、実際の現金を要しているかどうか。現金で支払われる額というものは相当大きいですね。そこでこれは非常に今言つたように問題があるのじゃないかと私どもは思ふんです。その点に対する監督等は今まで私十分でなかつたように思ひます。今後そういう点十分にやれるつもりでありますか。

○説明員(岩動道行君) この監督については私ども十分にやつておるつもりでございますが、なお不十分なところがあるような事態でございます。まあ、もちろん十分に厳格に監督をいたし、経費の乱費等も厳に戒めて参りたいと、かように考えております。

○岡田宗司君 あなたの方のお答えはいつもそういうふうなことで、大蔵省の国有財産の管理の問題だつて、聞けば、嚴重に管理をしておつて、いささかの手落ちもないなんていうことも答へなんですか。それと同じなんです。だからほんとうにしっかりとやらなければならないならば、そういうような経費は、できるだけあなたの方で監督を十分にし、さらに財産の処分等についても、なおそういう点でいろいろの疑惑も起さないようにしてもらいたいと思ひます。それはどうなんですか。

○説明員(岩動道行君) まことに、ごもっともなお言葉でございます。十分その趣旨に沿つてやつて参りたいと思つております。

○岡田宗司君 それから朝鮮銀行の残余財産ですね、これを閉鎖機関令の改正でもつて、納付金として政府で取つてしまふというところは、これは一種の私有財産権の侵害になる疑いがある、こゝろいふまあ説をなす人もあるんですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(正井啓次郎君) お答え申し上げます。これは申し上げるまでもなく、閉鎖機関、朝鮮銀行の残余財産の一部を、今回の法律を改正していただくことによりまして国に納付していただくわけでございます。従いまして、今岡田委員の御指摘のように、法律をもつてこれをそういう定めをすることにつきましては、いろいろ議論があ

と、いろいろなお話でございますが、この点につきましては、この残余財産の発生いたしました経路と申しますか、そのよつてきたりしましたところを考へてみますと、申し上げるまでもなく、朝鮮銀行は朝鮮におきます債券銀行としての一つの大きな特典と申しますか、特殊な機能を営んできておつたわけでございます。今回の残余財産につきましてこれを見ますならば、結局この債券銀行としての機能、そういう特殊の機能からこういふ大きな残余財産が発生しております。一方朝鮮銀行法、これは現在でもまだ生きておるわけでございますが、この銀行法の中には、朝鮮銀行は毎年債券に基づく利益金を法律の定むるところによりまして国に納付するという規定があつたわけでございますが、どういふわけか、解散の場合に同じく債券銀行としての特殊機能から生ずる財産についての規定を定めておるわけでございます。他方日本銀行等につきましては、これは新しい日本銀行法におきまして、解散の場合についても明確な規定がございまして、いわゆる日本銀行の債券銀行としての特権から生ずる一切の利益は国に帰属させるということが明確に定められておるのでございまして、また諸外国の中央銀行の法制等を見ましてもさういふ規定があるわけでございます。通貨発行といういはば国家の独占的な一つの特権が、ある銀行において営まれております場合に、その特権に基づく利益をその銀行だけに帰属させるということは、万国の共通の条理から申しましても非常にこれは納得のいかないことでございます。朝鮮銀行法の営業中における納付金の

規定というものは、その解散の過程におきましてもその精神は生かさるべきものと申し上げることができると思ふのでございまして、つきましては今回清算に當りまして、その営業中における同じような定めをいたしまして、債券に基づく残余財産でございますから、これが主要な発生原因でございますから、これに對しましては、ただいま申し上げた法律以上の条理と申しましうか、理念と申しましうか、さういふものによつて、本来国に納めていただくべきものをはつきりと法文によつて明らかにしていただく、かような趣旨で法律の改正をお願いいたしておる次第でございます。さういふ考え方は、大體におきましてだんだんと実態を明らかにしていただくことによりまして、政府内部はもとより、衆議院等におきましてもいろいろ御議論があられましたが、大體私どももいたしましては、ただいま申し上げたような筋道におきまして一般の御納得を得ておるよう存じておる次第であります。

○岡田宗司君 ここに一つ問題があるのですが、まあずつと営業を継続しておるときに一定の額の納付金というところになっておりますね。今度はとにかく閉鎖されてしまつてからあと、一定でない額をあなたの方でまあ大體の目分量でみな持つていつてしまふ。これは国家の必要だという立場でおやりになるものでしょう。予算を組むときに財源がないから目をつけてこれをねらつたのでしょ。で、私もさう思つておるのだが、一定の納付金という考え方は、今度清算の際に余つたものは一つみな持つていつてしまふというのと、だいたふ意味が違ふと思うのですがね。そこらはどうお考えなんですか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの御質問の趣旨、ちよつと私あるいは取り違へておるかも知れませんが、あるいはさらに御指摘をいただきまして答へ直す必要があるかと思ひますが、一応ただいま拝聴いたしましたところでは、さういふふうに私拝聴いたしましたのであります。営業中の納付金が一定しておつたのではないかと、しかるにこの清算の過程において生じた残余財産からの納付金は一定してないのではないかと、さういふ趣旨のようには拝聴いたしましたのであります。これは実は営業中におきましても、発生をいたしました利益金に對しまして一定の割合で納付をしていただいたわけでありまして、今度もその割合を大體そのまゝ持つて参りまして、発生をいたしました残余財産に對しまして、営業中に納めていただいた割合を乗じまして納付金を算定しておるわけでありまして、

○岡田宗司君 それはおかしいです。ね。前の場合は利益金の一定の率、今度は持つておる財産から何か何まで清算したあとに付けておるのでしょ。だいたふ違ひのじゃないですか、性質が。

○政府委員(正示啓次郎君) 御趣旨は、営業中の利益金というものと残余財産とはその性質が違つておるのではないかと、さういふ点に着眼しての御質問のようには拝聴いたしましたのであります。先ほど申し上げましたように、実は朝鮮銀行の残余財産がどの金額までがいわゆる債券銀行としての特殊な機能から生じたかどうか、これはまさに仰せの通り、幾ら幾らがその分であるといふことを確定することは多少私は困難があることは御指摘の通りかと思ひます。しかし大體におきまして、御承知のように、すでに一昨年の法律の改正によりまして、預金の払い戻しは認めをいただきます。預金の払い戻しを今とんとんやつております。従いましてこの預金関係等におきましての払い戻しが済み、また一般債務につきましても、法律の定めるところによりまして返済をいたしまして、結局残余財産といふものは、大體におきまして債券銀行としての特権から生じたものと考えてまあ大きな誤まりはないのではないかと。そこでさういふ財産に對しましてどの程度のものを納めたいかどうかといふことになるわけでございますが、その際にいろいろ部内におきましても議論をいたしたのであります。が、実は昨年はこれは国会にお出しするまでは至りませんでしたので、政府内部におきまして一案を作つたのであります。その際は、生じた残余財産をまづ二つに割りました。半分を国に納め、半分は株主の方に渡しますというようにいたしましたわけでございます。しかしこの点につきましては、やはりわれわれもいたしましては多少潔癖に考え直しまして、やはり条理を——条理と申しますか、法律的なもので、何かよつて来たところを求めたいという気持ちから、営業中の納付金の割合をそのまま残余財産に持つてきたわけでありまして、それ自体あまりはつきりした根拠がないじゃないかと云われまして、これは営業中の割合をそのまま持つてきたということに実は尽きるのでございまして、これはやや

半分よりは下になっております。ある程度のものを控除いたしております。詳しいことはあとで計算を申し上げますが、さういふ考え方を持つて参りました次第は、やはり先ほど申し上げましたように、営業中に納めまして、まず割合をとるといふことならば、まず関係者の御納得もいただけないものではなかつたのであります。仰せの通り残余財産がやはり大部分は債券に基いて生じたという建前をとつておりますが、果して幾ら幾らがそれであるかといふことにつきましては、仰せの通り多少これは問題があるのであります。が、この点については、大體において筋道として御納得いただけるのではないかとさういふふうに考へております。

○岡田宗司君 条理をたててにとつておられると、債券による利益と普通業務なりによつて生じた利益と、あるいは残余財産と、それぞれ別でなければならぬ。ところがその初めの方は条理々々といつて、しまいの方はどうも多少あまいだけであつて、率だけは債券の際の納付金の率をかける。どうも条理が合わないに思ふのですがね、どうですか。条理を合わせるならば、残余財産のうちどのどれだけの分が債券によるかといふことはつきりさせなければならぬ。あなたが条理論をやられるならばさういふことになる。

○政府委員(正示啓次郎君) ちよつと私お答えに飛躍があつたように存じますから、あらためてお答えを申し上げますが、御承知のように朝鮮銀行は、債券銀行であると同時に普通銀行業務をやつております。営業中から、一

どれだけが発券銀行としての業務から生じた利益であるか、どれだけが普通銀行業務から生じたものであるかという問題は、厳密に言いますと、やはり問題があったわけでありました。しかしながら、今申したような割合を乗じて納めるといふことを、法律によって明定されたこの考え方を、そのまま持つて参りまして、残余財産についても、やはりそういう多少アンビギュアスなところがある、これは仰せの通りであります。しかしそれは営業中においてもやはりそういう両方のファクターがあつたわけでございますから、その両方のファクターを包摂してお納めいただいた率と、これをとつてみるならば、まずまず営業中の納付金の割合、これをもつて残余財産からもお納めいただく割合にする、こういう考え方に基いていくところから、さような割合を採用したわけでありました。この点は私、ちよつと答えを途中飛躍いたしておりましたので、補足してお答えを申し上げます。

○岡田宗司君 今の点ですが、そのまゝ今度、これを前の半分取るというのと、今度は、今の納付金についての、前の率をかけて取るというのでは、だいぶ違ふのだ、今度の方は少いのだと、こういうわけですか。前に、半分くらいにしようという場合には、これは何ですか、何も根拠がなかったわけですか。ただ半分にしようというだけだったのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは実は私は前の立案には直接参画しておりませんのでございしますが、氣持を申し上げますと、大体今度控除いたしましたのは、要するにたとへば積立金、あ

るいは配当のための控除というふうな控除項目を取つたのでありまして、これはまあ営業中におきまして、主として考慮すべき項目等あつたものと思ふのであります。しかるに今回は清算の過程でございますので、さういふ控除を、必要でないというふうな考え方から、二つに割りました、半分という考え方であつたかというふうな考えられわけでございます。しかしやはりこれは今回の考えは、清算の過程におきましても、結局株主に帰属する面があるわけでございますから、さういふ点については、営業中と同じように、控除をしていくというところ、これは意味のないことではございませんし、またさういふことによりまして、営業中に納めていただいた割合でそのものを取つた方が、先ほど申したように、何と言いましようか、一貫した説明ができるわけでございますので、この点はあつたりと、営業中と同じ割合ということに訂正をいたしました次第であります。

○岡田宗司君 まああなたの方でなると取りたいという考えで、いろいろなことをお考えになつておるようですが、預金者についてのあなたの方の考えはどうなんですか。預金者はだいぶ払い戻しが少いのです、ばかをみておるといふ人もすいぶんあるわけですね。不平が多い。しかもあの人たちは、朝鮮からの引揚者で、無一文の人にもたくさんおつたわけですね。それらの人に対して、十分に保護したとお考えですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 一般に外地からの引揚者の方々は、まことに御同情申し上げる次第であります。この

点につきましては、すでに一昨年の閉鎖機関令の改正におきまして、在外預金及び送金につきまして、支払う道をお認めいただきました。これによつて先ほど申し上げましたように、すみやかに支払いを進めている次第でございます。御質問の御趣旨は、この換算率その他の点から、預金者の方の保護にいわゆる十分であつたかどうかという点についての御質問でございますが、この点はまず一つの考え方として、非常に急激な変化をみておりまして、通貨の事情等が御承知のよう

に非常に急激な変化をとるべきかという点については、いろいろ議論もあつたわけでございますが、一昨年の法律改正の際に、よく御審議をいただきましたので、定められた換算率というものは、大体において、やはり私どもとしては、最大限の率をお認めいただいた、かように考えているのであります。今回朝鮮銀行あるいは台湾銀行だけを対象にいたしますと、相当の残余財産が出ておりますので、さらに預金者等の保護に尽すべきではないかというふうなお考え方も一部にあるように聞いておりますが、これは閉鎖機関全体といたしまして、やはり預金の払い戻しというものはどの程度行ふべきかという点については、一昨年の法律改正の際に、よく御審議をいただいたにきめられたところでありまして、従いまして、一、二のこの発券銀行としての特権を持った機関という観点からは、むしろ適正な納付金を国に納めていただくというところによりまして、問題を処理いたしましたして、将来一般引揚者等の問題につきましては、これは別に、御承

知のように在外資産の調査等もたまたまいたしておりますので、これまた一つの別個の重大な施策として検討をすべきではないか、かような考えを持つている次第であります。

○岡田宗司君 どうも変なんですね。その預金者にはろくな換算率をしない、それからまた何と云うのですか、全額というのじゃなくて、部分的にしか払わない。それでもつて今度清算して、うんと金が残つたら、みんな国で持つて持つてしまふというの、は、どうも私は納得ができないのです。結果としてそうならしたとしても、とにかく預金者に非常な迷惑をかける、しかも預金者が引揚者が多くて困つていゝという場合に、国家がそういうふうな方法をとるといふことは、これはたゞえ法律の条文に従つた——この法律の文面にははつきり従つていゝので、違法ではないかもしれないけれども、社会的な通念として、預金者を犠牲にして、国家が資金をせりあさつて、ここから持つていつてしまふ、それで預金者には迷惑かけつぱなしでかまわな

いのだ、こういう態度にみえるのです、どうですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、先ほど申し上げましたように、鮮銀、台銀の残余財産は、私どもの研究いたしました結果、またその関係者の方におきまして、よく資料によつてお認めになつておられます。よりに、これは発券銀行としての特典から生じたものというふうな方法において申し上げることができると思ひます。で、預金者の方々に、一つの換算率を法律によつてお定めたいて、払い戻しをいたしましたのであります、が、

その換算率の結果として、こういう大きな残余財産が生じたといふことは私どもとして申し上げることはできないのでありまして、やはりいわゆる発券銀行としての機能から生じた、かように申し上げることができると思ふのであります。この点は他の閉鎖機関等と比較をいたしても、さういふことは明らかだろふと思ふのであります。そこでそういう一つの事実を基礎にいたしまして、この残余財産の処理を考へますと、これはやはり国全体に帰属すべき一つの通貨発行の特権を与へられておつたということから生じたものでございまして、その相当額を国に帰属させてこれを一般財源にいたすという筋合いのものかと思ふのでござい

ます。従いまして預金者の保護あるいは引揚者の援護というふうな問題につきましては、これを等閑に付する趣旨でございまして、先ほど申した上げましたように、それはまた別の問題といたしまして、財政的にも許す限り、できるだけ限りそれらの施策について手を尽すことは申し上げるまでもない、かように心得ておる次第であります。

○岡田宗司君 どうもおかしいですね、さっきからの話だと預金者には三分の一切つちまつて、それでしかも低い換算率で払う、それであとはみんな発券銀行としての特権から生じた利益だから国の方に持つていつてしまふと、こういうわけですね。そうすると、また一番初めに戻らなければならぬのだが、そうすると、朝鮮銀行は営業中に普通の業務をやつていた、普通の方々は損をしていたのです、普通の銀行業務の方で損をしていたならば、その方は預金者の金で



いく、かような考え方をとつたわけ  
あります。

また在外財産等の処理の問題、これからおやりになって何年かかかって調査

は、はっきり確認のできる預金通帳を提示を受けて、それに基づいて支払いを

であります。それから引き揚げ  
て参りました場合に、いろいろな資料

○委員長（岡崎眞一君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。

○委員長(岡崎眞一君) ただいま議題となつております二案の質疑を一応この程度にとどめまして、次に交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○岡三郎君 この法律は先般地方行政委員会での元になる法律案が上つてゐるわけなんです。それで大体地方行政委員会において相当細目的に検討されておるのでもまあ重複するきらいが少々ありますが、一応特別会計としてこれをわれわれが審議し、決定するといふ必要上二、三聞いて自治庁の方へ協力したいと思つてますが、百分の二十二から百分の二十五に引き上げるということでは、果して現在の地方の赤字状態を克服していきけるのかどうか、こういう疑問がおさまらぬわけなんです。その点について一応やり繰りをすればこれでいけるのだという目安で、この百分の二十五に決定せられたということは推測して間違いないと思つてますが、そのために相当計算の基礎というものが窮屈になつて、結論としては地方の方に於いては相当首切りとか、あるいは退職金にしても相当減額するとか、もつとこまかく言つて、いわゆるまかない料とか、日宿手当というものが半減してくるとか、各種の操作によつて切り詰めておると、もちろん豊かにいふことは許されなかつたと思つてますが、その点で百分の二十二から百分の二十五にしたためにできた金額です。その金額によつてどの程度まかな

えるか、それを一つ、補足説明がなかつたものだから、そのところをもう少し詳しく言つてもらいたいと思つてます。

○政府委員(宮川新一郎君) 岡委員の御質問でございますが、この点につきましても、御承知のように地方の財政計画を作り出す場合に、自治庁、大蔵省と十分検討いたしまして、御承知のように今回は歳出面におきましては、たとえば地方行政機構の簡素、合理化でありますとか、公共事業の補助率を引き上げますとか、補助的の整理等をいたしまして、地方の歳出におきまして約百三十億円前年度よりも歳出減になつておる。なおまた歳入面の自立につきましてもは軽油取引税、都市計画税を創設いたしまして、そのほか公社有の資産納付金の創設を見まして、国有資産等の所在しております市町村に對しましては交付金を納めるというよりなことをいたしまして、自立財源となしまして約百四十億円程度のものが強化されておることに相なつております。そのほか交付税率の三〇の引き上げによりまして約二百億程度のものが先年度よりふえますので、地方財政の先年度までの赤字につきましては十分、かなり根本的な改革もいたす必要があると思つておりますが、ただいま申しましたように、歳出面の節約、歳入面の自立等によりまして、地方財政の運営よろしきを得ますならば、もう今年は赤字もない、かように確信いたしたのです。

○岡三郎君 その点についてですね。自治庁としての見解をもう一つ少し説明にお聞かせ願ひたいと思つてます。要するに百分の二十二を百分の二十五に引き

上げた結果として、地方の財政状態は一体どうなるのかと、そういう点についてもう少し御説明願ひたいと思つてます。

○政府委員(後藤博君) ただいまの御質問に對してお答えいたしますが、交付税だけを取り上げて二十二を二十五にしたからそれでよくなつたというのとでなくて、三十年度、三十一年度の財政計画の内容を簡単に申し上げなければならぬと思つてますが、大体のところは今宮川さんからお話がございますので、要するに、まあ従来の財政計画の欠陥と稱しておりましたものをあらゆる点で是正をいたして參つております。その結果としてまあ二五〇程度で大体財政計画としては従来の財政計画の是正を終つたと、その限りにおいては従来の地方団体の財政運営より苦しい財政運営をいたしてありますが、それを越えていく限りは赤字が出ない。かようなふうに私は考えておるのであります。もちろん個々の団体に参りますれば、従来の団体の財政の運営から赤字要素を持つてゐる団体がございます。そういう要素のあります団体は、その除去をある程度しなければ、もちろん短年度で黒字を出すことはできないと思つておられますが、財政計画上は従来の欠陥を是正し、同時に財源の増強をはかり、税財源の増強もはかつております。それから特殊資金の増強もはかつております。地方負担の軽減もはかつております。いろいろな点で従来の問題となりまゝ点を解決しておりますので、私どもとしてはまずこの程度の財政計画でもって一応の現状といたしまして赤字が出ない。まあ出さないで済むのではないかと、

かように私は考えておる次第であります。

○岡三郎君 まあ一つの例をあげると、毎年、年度末の手当といふことも、そういう問題が起るというところでも地方関係ですね、こういうことも對して自治庁が一札出すとか出さぬとかいふような問題が毎年起つておるわけなんです。昭和二十三、二十四のころはそうではなかつたんで、最近においてはもう地方財政が苦しいので、中央で一応年末手当をある程度上げるといふ形が決定しても、地方の方はこれを支払わないといふことが非常に多く起つてきたわけですね、そういうふうな結果として中央で財源手当をしてもらわなければ地方の知事さんはやれない、自治庁が何といつても具體的に数字を出してこれを交付するから何とかしろといふわけではできぬ、こういうことが繰り返されてきておるわけでしょう。この百分の二十五の措置によつてその他の財政計画によつてある程度弾力性を持たしてあるのかどうか、こういう点がこれによつて解決し得るかどうか、そういう点はどうかですか。

○政府委員(後藤博君) 毎年度末におつしやいますような事態が起るのであります。従来その根本の問題としてありましたが、給与費の問題であります。給与単価の問題、員数の問題があつたのであります。その問題を解決しない限りはその問題はずっと永久に続くといふことで、昨年大蔵省と一緒に給与の実態を調査したのであります。それを基礎にいたしまして国家公務員と同じベースに財政計画を直そう、こういうことでそれを基礎にして

直したのであります。その直しました計画の給与費がここに載つておるわけでありまして、しかし個々の団体におきましては従来の国家公務員より高い団体と低い団体とございます。高い団体におきましてはわれわれの財政計画以上に上げておるわけでありまして、それから低い団体はまあそれより低いのであります。余裕のある団体と申しますのは、国家公務員より低い給与費にあるところの団体、計画よりも低く、余裕があると言へるのであります。しかし国家公務員より高い給与費を払つておる団体におきましては、これは余裕が一応ないのであります。しかしそういう団体は一応財源の多い団体でありまして、従つて貧弱な財源しかない団体から比べまして、逆に別の方に余裕がある、こういうことも言へるのであります。ともかくも財政計画としては国家公務員と同じベースでもって組んでおります。しかし現実の給与費そのものは地方団体によつてまちまちである、従つて全体的にみて従来よりも給与費において二百億ばかりは正しておりますから、それからまた〇・二五、こういう給与費を加えたものをもつて、やはり新しく組んでおりますから、従来より楽になつておる、かように私は考えますが、やはり現在の実情から申しますと、やはり新しい手当が出て参りますれば、財源の問題というものはからんで出てくる可能性はあります。私もこれは考えております。これは財政計画通りに地方団体が財政運営をしていないところから発生する問題でありまして、これは個々の団体の財政を睨まなければ果して財源の余裕があ



るかどうかという事はわからないというふうに考えております。

○岡三郎君 今度の場合も、国家公務員、地方公務員ですね、これがおきざりになってきた、国家公務員の方はやろうと思えばある程度できるのだけれども、これが地方公務員に影響するといふようなことも相当考えられたといふふうにみえておるのです。そういうふうな点で高いところの人があるが、国家公務員に比べて地方公務員は低い方々も相当にある、そういうふうなことを一ぺんに是正することはいかぬとしても、ある程度までそういうふうな面に対する対応する措置ですね、こういったものを見ておいて、まるで弾力性もないような財政の組み方であつては私は困ると思ふのです。だから弾力性というものが地方々々によつて違ひ、その言われるけれども、大体見通して物価も少々上つてきておる状態で、また春季闘争においては公務員関係は捨て置かれておるわけです。当然予測されるのはボーナスですね、夏季手当という問題についてはこれは今度は何とかしてもらいたい、こうくるように私は思ふわけです。それに対してたとえばまた〇・二五現在よりももう少しふやしてもいいといふふうな数字が出てきたときに、自治庁としてはそういうふうに対応できる措置がこれであるかどうかが伺いたい。

○政府委員(後藤博君) 非常にむづかしい問題であります、国家財政と地方財政と比較いたしますと、国の方は給与費がたしか一三・四％じゃないかと思ひます。ところがわれわれの方の地方財政の方では給与費のパーセントを申し上げますと、恩給まで含めると、

と、約四〇％になつております。そのうちで府県に参りますと、府県の給与費は、県によりまして非常に違ひますが、平均いたしまして約五〇％近くになるのではありませんか、こういうもののは義務的な経費が非常に多い。従つて財政構造上の余裕がない、従つてこの点が国と違ふところでありまして、国は私どもから見ますれば非常に弾力性のある財政になつております。つまり義務的経費が割合少いといふこととあります。地方団体の現在の経費は国の施策をやる仕事が多いのでありますから、従つて義務的経費が非常に多くなつておる。地方団体におきましては給与費が原の場合に平均は五〇％であります、七〇％から八〇％になつておる県があります。そういうところになりますと、財源的な余裕がないのであります。従つてどうしても新しい何か制度をやりますれば、財源を付与しなければならぬといふ問題が出てくるのであります。国と同一のような格好にはできないのであります。しかばこれをある程度の余裕を持つたものにしたらどうか、こういうことになりまして、そういうことになりまして、今度は税財源を増強するとか交付税の率を上げるとかいうふうな問題にからんできます。そうなりますと、国の財政自体の問題になつてくるのであります。そうすると、国の財政の關係からいたしましてやはりある程度の制約を受ける。従つて余剰財源がない、こういう姿にならざるを得ないのであります。しかしまあここ数年來財源の増強をはかつて参りましたので、ここ数年と比較しますれば相当財政的にはよくなつて参つております。

す。これは三十年度の場合を見まして、二十九年度は大部分の団体が赤字を府県の場合に出したが、三十年年度になりまして赤字を出す団体は非常に減つております。従来の赤字を出す要素が非常に消えて参ります、財源の増強によつて〇・二五出しまして相対運営の余裕が出てきた、こういうふうに私どもは考えております。従つて現在の経済情勢からいたしまして、国税の三税が上り坂にありますので、そこに期待しまして、そこに余剰財源を求めるといふ以外には直接私どもの立場としてはないか、かように考えております。

○岡三郎君 もうぼつぼつ皆さん時間待ちかねておると思ふのでやめますが、私は大蔵省に言いたいんですが、大蔵省は従来交付税の問題が起るといふと、地方の財政が赤字になつておる原因は、これは故事来歴があるわけなんですが、非常にむだ使いをしておる、乱費をしておる、こういうふうに出てくるのであります。国と同一の言つて、緊縮財政を相当押しつけて、自治庁もそれに抵抗しつつも、ある程度それにならつて下を規制してゆくといふ形で来たと思ふのですが、最近においては大蔵省管轄の方が乱費して、大蔵省国家予算の方が非常にルーズであつて、まことに大まかになつておると私は思ふのです。だから中古エンジンのみならず、その他各種の問題が山積しておると思ふのです。これは何も宮川さんに言う問題ではないかと思ふんだが、しかし主計局の次長たる人、よく聞いてもらわなければならぬと思うんですが、主客転倒してきたわけなんだ、前は国家財政の見地から見て地方財政乱費している、これを

もつと厳密に緊縮政策をとつて相当締められるところは締めてもらいたい。ところが最近においては百億や二百億程度はこの苦しい地方財政を救うためには出してやつても、相当中央にある程度締めれば財源が出てくる、まあ私はしろとながらも考えるわけですが、だから今回百分の二十二から百分の二十五・三程度ですね、そのほか譲与税の一割というものもあります、これがこれまた微々たるものです、というところになれば、やはり根本的には百分の二十五ではなくして、もう少しここで氣ばつて、そのかわりに地方で厳重にこれを監督してやらせる、そういうふうな角度でやらぬと、ちよびりちよびり少しづつ出してやつても、實際更生資金にはならないので、結局やけのやんばちを起して、しまいに準禁治産者的に中央の監督権によつてこれを縛られるといふふうなことに私はなるんじやないかと思ふので、ちよつとそれとしましたが、防衛庁の問題はさておいても、その他の経費をもうちよつとやはり縮減して地方財政をもう少しみて、中央と地方とが一体の健全財政というものを確立するといふふうないつてもえぬかと思ふのです、その点どうですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 地方財政に對しましては国の財政が紊亂しておるじやないかといふおしかりを受けました。この点につきましては、私も承知しておるところでございます、私ども今後十分予算の使用等につきましては配意して参りたい。国の予算をほかに使つてやつを少し節約すれば、地方財政に回せるのじやないかといふお話でござい

ますが、この点につきましては、もちろん地方を総合いたしました、全体が健全にいふようにと運営して参らなければならぬといふことを参りまして、従来大蔵省が地方財政に對しまして責任を地方財政に転嫁して、地方財政はむだづかいをしておるといふ態度をとつてきたといふお言葉でございますが、もちろんいさゝかに点検いたしました、国の方が事業を地方財政の能力以上に押しつける点もあつたでありますし、また逆に先ほど後藤財政部長が言われましたように、財政計画で盛られてゐる以上の給与費を支払つてゐる団体もある、また事業をやり過ぎてゐる団体もありまして、これは国の責任であるとか地方の責任であるといふことでもなくして、今年は非常によく検討いたしました、地方財政の立て直しのためにはどうしたらいいか、地方財政の立て直しのために国がつぶれるようなことがあつてはいけません。(大げさなことを言ふな)と呼ぶ者あり、笑。国、地方を通じて総合的に健全化をやつていこうといふようなことで、先ほど御説明いたしましたように、十分私どもとしましては蔵出面、蔵入面において改善策をとつたわけでございます。今後は地方財政がちよびり交付税をふやすといふようなやり方ではなくて、交付税といふものが出るというところは、ある程度はつきり確定いたしました、多少そのへんに財政需要がそれをオーバーしたり、あるいはそれよりも少くして済むといふような事態がきましても、ひんびんと交付税率を変更することのないような安定したことにやつて参るといふことは私ども

も理想とするところがございます。そのためにはなお歳出面におきまして、またさらに歳入面におきまして、三十一年度の歳入といたしまして、来年度予算編成前に十分根本的な検討をさらに加えたい、かように考えておる次第でございます。

○岡三郎君 もっと追及したいのですが、諸情勢を勘案して、この程度で質問を打ち切りますが、しかし知事会とか末端の自治体が大騒ぎしてようやくこままできて、自治庁もひっぱたかれながらやってきたというふうに見受けられるわけですが、われわれも地方を甘やかせたいことを言っておるのじゃない。やはり根本的に立て直すには地方の財政自体も欠陥があるのです。むずかしい。だからこれを上から全部こり切つてこはめてというわけにはなかなかいかぬものがあるわけですね。だからそういう故事来歴というものを一応勘案したときに、あまり上でこれだけでやるはずだといって押し付けても非常にむずかしい問題があるわけですね。先ほど言ったように国の方から義務的にやらしている仕事だつて相当あるわけですから、そういうふうな点で一つ十分この点は考えてもらわなければならぬ、まあそういうふうなことを一言言つて質問を終ります。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて差しつかえございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(岡崎眞一君) それではこれより討論には入りません。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○岡三郎君 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題になりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に対し反対いたします。

反対の理由はただいま質問をした内容に含まれておると思いますが、とにかく百分の二十二を百分の二十五にせられ、譲与税を二割増したという点、少し前進したと思つておりますが、こままで来るならば、もう少し一つ地方財政の現実面を考えていただいて、わが党としては百分の二十七にこれを引き上げられることを要望して来たわけですね。しかし今回はこれを容れられることになつておりませんので、やむを得ず反対するわけでありまして、地方の財政計画を見ても、最近においては、もう一つの例を言つと、学校の先生にしてもほとんど増加するどころではなくして、首を切るというふうな状態、しかも新しい卒業生をなかなか雇うことができない、そういう点で非常に苦しんでおります。そのほかにもいろいろと税金がふえて来て非常に困つたものだというふうな状態、ついでには国家財政の現状を見た場合に、もう少し、国家財政の方を切りつめて地方を救つてもらつてもいいのじゃないかと、こういう声は私はもつともだと思つております。そういうわけでわれわれ社会党としても、地方財政を甘やかして従前のような形のままでいいとは思いません。十分地方の方も財政を建て直すために、緊張して行くといふことの必要は認めますが、この際、百分の二十五というふうな微温的な数ではなくして、もう少し奮発して五割程度の増加というものを期待した方が十分な措置ができるのではないかと、こういうふうに考えて、この法律案に反対するわけですね。以上簡単に申し上げておきます。

○土田国太郎君 緑風会いたしましたしは原案に賛成せざるを得ないのであります。先ほど岡君の反対の御意見は誠に私は妥当と承知しますが、自治庁におかれましては地方の財政につきましては、一つ特段なる御監督をお願いして、赤字を出さないようにお願いいたします。本案に賛成いたします。

○委員長(岡崎眞一君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めさせていただきます。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(岡崎眞一君) それではこれより採決に入ります。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(岡崎眞一君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は慣例により委員長に御一任をお願いいたします。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

|       |       |
|-------|-------|
| 大矢半次郎 | 藤野 繁雄 |
| 前田 久吉 | 井村 徳二 |
| 木内 四郎 | 菊田 七平 |
| 小柳 牧衛 | 西岡 ハル |
| 西川甚五郎 | 土田国太郎 |

○委員長(岡崎眞一君) 引き続きまして、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する

政令の一部を改正する法律案、二案を便宜一括議題として質疑を続行いたします。

ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけ

これをもちて休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(岡崎眞一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括議題として質疑を続行いたします。

○岡田宗司君 お伺いしますが、先ほど私が伺ひしたのは、外地送預金の支払い見込み額が大体十三億三千万円程度だつたと思うのですが、実際には六億四千万円しかなく、これはその通りですか。

○説明員(岩動道行君) 十三億三千万円程度の外地送預金の支払いがある見込みだという数字が、これは法律改正の当時、まだ申し立てもはつきり受けないで一応の予想の下に計算をいたした数字が十三億三千万円になつておつたかと思つておりますが、この十三億三千万の内訳につきましては、送金で六億二千五百万、それから預金で七億一千一百万というふうな内訳に當時なつておつたかと思つております。ところで、この実績は、送金につきましては五億四千万、それから預金につきましては三億二千二百万円見当が現実の支

払いになるであろうというふうな格好になつて参つております。ところで、この十三億三千万の内訳の送金につきましては、六億二千五百万円が五億見当になるのはどういふことかという点でございますが、これは先ほど申しましたように、具体的な申し立てを受けないで、一応の推定による数字が六億二千五百万であつたわけでありまして、それで、この差額はどういふふうな起つたのか、よく原因をつきとめるすべもないわけでございますが、私どもの推察いたすとところによりますと、この六億二千五百万という数字は、当時換算率がどのようになるのかはつきりわかつていない。円建ての送金であつたのか、外貨建ての送金であつたのか、その辺がはつきりつかめないの、外貨建ての送金も一応円建ての送金と同じような計算をやつたりした点が相当大きく影響して、この差が出てきているのではないかと、かように考えられるわけでございます。

それから預金につきましては相当の差額が出て参つておるわけでございますが、これは預金を計算いたしました七億の根拠は、大体当時の外地における外貨建ての預金が全部でございますが、その総額が約百四十億になつておつたわけでございます。その百四十億を地域別に一応仕分けをいたしましたので、それを法律で予定いたしました換算率で換算いたしますと約七億という数字が出て参るわけでございます。ところがこの百四十億という数字は、これは一切の人の預金を含めておつたわけでございます。従ひまして、本邦内で本邦内に帰つて来て、当然預金を請求し得るといふ法律上の権利を持つて

いる者以外の、現地の朝鮮の人でありますとか、あるいは北支、満州等に参りますところの現地の人の預金でありますとか、あるいは現地の邦人の預金でありますとか、そういったようなものが含まれておるわけでありまして。

〔委員長退席、理事藤野繁雄君着席〕

そのほかにも、現地ですでに引き出されていたかも知れない邦人の預金、あるいは会社の預金等も一応入っておるわけでございます。それで、そういったようなものが除かれますと、大体現在三億余りのものが請求されてきておりますが、今言ったようなそういふ本邦内で支払いの対象とならないような、そういう預金を差し引きしますと、まあ、大体こんなところに落ち着くのではないかと、かりにまだ証書類がないとか、あるいは引き揚げて帰ってないとか、あるいは税関に預けてまだ請求もしてないというようなのを考慮いたしまして、これが七億になるというようなことはおそろしく得ないのではないかと。この辺はもう少し精算が進んでみないとはいえませんが、いざいかにいまして、そういふように、本邦内で支払いをしなくてもよろしいような、あるいは現地ですでに支払ってしまったような預金の金額もこの中に含まれていて、いうふうな推定をいたされるわけでございます。従いまして、十三億三千万円の見込みに対して、現在約八億余りのものが支払い予定の金額になっている。その差額というものは必ずしも金額を留保しておかなければいけないというふうな数字ではないかと思ひますが、ある程度のものであればと思ひますが、その辺は、もう少し進んでみないと、なかなか金額が的確に出て参らないというふうな状況になっておる。

○岡田宗司君 今まで実際に支払った額はどれくらいになっておりますか。

○説明員(岩動道行君) 現在朝鮮銀行におきましては、これは三月三十一日現在の数字でございますが、支払いの件数にいたしまして四万九千六百九十五件、金額にいたしまして五億四千三百八十八万八千円、これは全体の申し立て金額から見ますと約八七％の支払率になっております。この残っておりますものは、いろいろと証拠資料等においてまだ的確にその申し立て金額を確認することができないというもので、まだ受け取りにきていないといったようなものも含まれておりますが、いずれも先ほど申しました八億余りの予定金額に対しては一〇〇％支払いをするという予定で、資金も十分留保をいたしておるような状況であります。

○岡田宗司君 そうですと、あとの三億ぐらいですか、それは処分をしないので、こいういことでございますか。

○説明員(岩動道行君) さようでございまして、ただいま御審議いたいただいておきます閉鎖機関令の改正の付則の項にも、朝鮮銀行、台湾銀行が納付金を納付する前に、そういったような不確定な債務につきましても十分な資金を留保するといふ条項を設けてございまして、ただいま金額が三億になるか幾らになるか、またはつきり申し上げかねる段階でございますけれども、いずれにいたしまして、そのような外地の預金者に対しては将来十分に支払い得るだけの金額を別除いたしまして、その上で納付金を納め、あるいは送預金を納め、そして株主に渡すという建前になっておるわけでございます。

○岡田宗司君 そうですと、その残りの分ですね、いつになるか、これはわからないのですか。いつか打ち切るときがあるのですか。

○説明員(岩動道行君) そのようにいたしまして別除いたしました資金は、新会社ができただけの場合には、これは新会社が引き継いで、新会社が責任をもつてその支払いに当たるといふ態勢をとつていくのが妥当であらうと思つておりますが、その場合にも時効が進行するといふようなことも一応考えられるわけでございますが、金融機関といたしましては、できるだけ、そのような時効を援用して、取りにこないからもう自分のふところに取りめるといふようなことのないように、これはむしろ激しい言い方を申しますと、永久にその資金はそういう債権者のために留保していくという建前で運用させるのが適当ではないかと、かように考えております。

なお朝鮮銀行以外の金融機関等でのような金額がありまして、しかも新会社を作れないという場合には、これはどうもいたし方ございせんので、供託をいたしますとか、あるいは信託会社に信託をするという方法を取らざるを得ないかと思つておりますが、この場合には十年間の時効で国庫にそれが帰属するといふこともあり得るかと思つております。

○岡田宗司君 それから、これはまあちよつと別の問題になりますが、在外公館等の借入金金の返還の問題について、政府がその債務を確認しながら、その返還金額を五万円に抑えた処置に對して、引揚者の方から訴訟が起されて、第一審で国が敗れて、それでその原告の要求額の金額に利息を合せて払え、こいういことになったわけですね。あの問題からくるのですが、何といふのですか、朝鮮銀行券について、朝鮮銀行券の一円は、その券面に記載する通り、日本銀行券の一円の割合で計算すべきであることを認めたことになるとすると、今度預金者が提訴した場合にどういふことになるか、大体まあ今の判決例からいくと勝つことになるだろう。そうなつてくるといふと、一体朝鮮の預金の払い戻しといふことについて、これはどういふことになりますか。

○説明員(岩動道行君) 在外公館等の借入金に關する判決を例にお引きになつて、朝鮮銀行の在外預金の処理がどうなるかといふ御質問でございますが、この在外公館の借入金につきましては、判決の要旨は大体二点あつたのであります。

第一は、先ほどお示しのように、五万円を切つたことは不当であるから、五万円以上の金額になるならそれも支払うべきであるという点でございます。この点につきましては、閉鎖機関等の外地預金の支払いにつきましては、全然その限度額といふものを設けておりません。

〔理事藤野繁雄君退席、委員長着席〕

資金のある限りは、幾ら金額が多くなつてもそれは支払いをするという建前になつておりますので、この点は、外地

て、政府がその債務を確認しながら、その返還金額を五万円に抑えた処置に對して、引揚者の方から訴訟が起されて、第一審で国が敗れて、それでその原告の要求額の金額に利息を合せて払え、こいういことになったわけですね。あの問題からくるのですが、何といふのですか、朝鮮銀行券について、朝鮮銀行券の一円は、その券面に記載する通り、日本銀行券の一円の割合で計算すべきであることを認めたことになるとすると、今度預金者が提訴した場合にどういふことになるか、大体まあ今の判決例からいくと勝つことになるだろう。そうなつてくるといふと、一体朝鮮の預金の払い戻しといふことについて、これはどういふことになりますか。

○説明員(岩動道行君) 在外公館等の借入金に關する判決を例にお引きになつて、朝鮮銀行の在外預金の処理がどうなるかといふ御質問でございますが、この在外公館の借入金につきましては、判決の要旨は大体二点あつたのであります。

第一は、先ほどお示しのように、五万円を切つたことは不当であるから、五万円以上の金額になるならそれも支払うべきであるという点でございます。この点につきましては、閉鎖機関等の外地預金の支払いにつきましては、全然その限度額といふものを設けておりません。

〔理事藤野繁雄君退席、委員長着席〕

資金のある限りは、幾ら金額が多くなつてもそれは支払いをするという建前になつておりますので、この点は、外地

預送金につきましては何ら關係のない事項であらうかと思つております。それから判決の要旨の第二点は、朝鮮銀行の朝鮮で借入れをした金額については一対一で支払いをすべきであるといふ趣旨でございますが、その判決の趣旨は、単純に、朝鮮銀行券であるから、朝鮮の内借入れであるから一対一で支払えといふ趣旨ではなくて、これは朝鮮と日本とが終戦の結果経済的に全く異なつた地域となつて、それぞれ日本銀行券あるいは朝鮮銀行券は別箇の経済的な価値變動を行なつていったので、従つて朝鮮銀行券と日本銀行券との間にいろいろな値打の差が出てくるというところは、これは實際上認められるところであらう。しかしながら在外公館の借入れをしたときには、なるほど実質的には朝鮮銀行券が一円五十銭に對して日本銀行券一円といふような一つの価値變動がそこに認められるといたしまして、借り入れをしたときの条件として日本円等で返済したとき、こいういの特約が當時あつたんだ、従つてその特約がある限りは、いかにその間の価値變動があつても一対一で支払うべきである、こような判例になつていくわけでありまして、承知いたして在外公館の場合には、あるいはこいうい判決がなり立つと申しませうか、こいうい判決になつていくわけでございますが、これに對しましてはいずれ政府といたしまして控訴をいたし、また今後の判決を待つ立場になつていくわけでございますが、この外地の預金につきましては一対一で支払いをするというふうな特別な約束といふものはなかつたわけでございます。

これは現地、外地で預金をいたした場合には、その現地で流通している通貨をもって現地で支払いをする。これが預金の約束の内容になっておいたわけでございます。従いまして、朝鮮と日本の、日本銀行円との間にいろいろと経済の世界が違ひ、そうして価値変動があつたとすれば、今日朝鮮の預金を日本内地において日本円で支払うという場合には、やはりそこに一つの為替相場というものを適用して、それに従つて支払うべきであるという建前のものであらうかと思つております。従いまして、在外公館の場合とは趣旨を異にして、外地預金は本来ならば外地で外貨通貨をもって支払うのを、特に本邦内において本邦通貨をもって支払うという特別な措置なるがゆえに、そこに価値の変動を考慮して法律に定められた換算率を適用して支払うということになっておりますので、在外公館の借入金に關する判決がかりに最終決定を見たといつたとしても、外地預金の支払いに關するこの法律の規定は依然としてそのまま有効に適用されていくべきものである、かように考へておるわけでございます。

日本銀行券と等価をもって引きかゝると、こういう規定になっておいたわけでございますが、營業をすてにやめられた状態においては、この等価で引きかゝをするという義務も朝鮮銀行にはすてにないわけでございます。さらに先ほど申しましたように、朝鮮と日本との経済価値が、経済変動が全く別個に行われたという現在におきましては、新しく朝鮮銀行券の価値というものを判断して、それに基いて日本円とどのように交換していくかという考へ方をとつていくべきである、かように考へておるわけでございます。

○岡田宗司君 どうもその点がよく僕らにはのみ込めないのですがね。とにかく実際に朝鮮銀行券が、なお、朝鮮銀行自体はなくなつても流通をしておつて、そして外貨でもつてそれが日本円に対して幾らという相場があるならば、為替レートの問題、レートの問題も出てくるのだらうけれども、それがなくなつてしまつておるのにそのレートをきめるというのは、何を基準にして一体きめるのか。

○説明員(岩動道行君) 閉鎖機關令で朝鮮銀行券の換算率を定めた場合の基準と申しますのは、これは昭和二十一年の上半期を中心としたしまして、当時の朝鮮内における物価、それから日本内における物価、これを比較勘案いたしましてきめたわけでございます。このきめた数字自体は、その前例といたしましては、在外公館等の借入金の場合も同様な考へ方できめておるわけでございます。それで実際の債権債務の処理として預金を支払うという場合には、現実に支払いをする時期の朝鮮銀行券の価値と日本銀行券の価値とを比較して、換算率が算出されるのが妥当な線であると思ひます。そういたしまして、実は昭和二十九年になつてからこの外地預金の支払いをするということになつたわけでございますから、そのころの朝鮮内の物価と日本内の物価とを比較して、そして換算率を定めるというのが、一つの筋の通つた考へ方であらうかと思ひます。そうなりますると、朝鮮銀行券の価値というものは非常に大きく下落をしておる。つまり朝鮮の物価は非常に暴落をして、従つてまあ日本とは非常な格差が出ておるということになるわけでございます。そういたしまして、かりに終戦前に一萬圓、二萬圓の預金を持っていた方でも、おそらく一圓とか二圓とか、さういふたきわめてわずかな、言ひに足りない金額しか払えないというやうなことになるかと思ひますのであります。が、さういふことになりますと、非常に預金者——引揚者に対してお気の毒な状態になりますので、そこを二十九年当時の物価を比較しないで、むしろ二十一年の引き揚げをして来るやうな、その当時の物価に、むしろ有利な状況で判断して、それくらいの換算率でどうだらうかという考へで、法律で、別表で換算率をきめていただいたわけでございます。

○岡田宗司君 どうも完全に、現実のあれに基かない、一つの仮定に基いたきめ方なんですね。

○説明員(岩動道行君) 必ずしも仮定と申し上げるわけにもいかないかと思ひますが、現実に基づいて措置すれば、先ほど申し上げたやうな、非常にわずかな、言ひに足りない金額になるわけでございます。それを、それではいつ時期にとつたら、社会的に見ても、預金者の方からも、あるいは銀行の方から見ても、一般的にとにかく最も妥当な線はどの辺だらうかという配慮も加へまして、そしてまたたき引き揚げて来る時期がまあ昭和二十年から二十一年にかけてあつたわけでございますから、そのころの、引き揚げて来るのときに預金も引き出して持つてくるのだというやうな考へ方も加へまして、他は預金が現実には引き出しがでしなかつたから、そのときには引き出しができたであらうというやうな考へ方も入れました。大体昭和二十一年のさういふ時期をとるのが妥当であらうという配慮できめたわけでございます。

○岡田宗司君 そうしたら、もう一つ先にさかのぼつて、鮮銀券と日銀券とが正規の關係にあつた時代のときを、とつても別に悪くはないわけですか、任意にさういふ時期を選ばふなら。

○政府委員(正示啓次郎君) 今までのいきさつは、先ほど来、岩動課長からお答え申し上げた通りであります。で、本来はこの昭和二十九年の法律の改正によりまして換算率をおきめいただいたわけでございますから、そのときの事態できめるべきでございます。が、一方在外公館等の支払いにつきましては、その換算率につきましては、これは政府部内におきましては審議會を開きましてきめられたやうなことがございまして、これまた法律によつておきめたいわけでございます。その先例をとりまして、まあそこまで預金者の利益を保護することが妥当であらうといふところからきめられたやうに承知をいたしております。

なお、御参考でございますが、先ほど申し上げました送金と預金のうち、送金につきましては、これは当時内地に送金するという意思表示があつたわけでございます。内におきまして円と朝鮮銀行券との等価支払いの意思があつたわけでございます。それから、特に送金為替につきましては等価で支払うことにはしたわけでございます。預金につきましては、当時の事情からいいますと、相当預金者のためには逆の事情にあつたのでございまして、先例を尊重いたしまして、在外公館借入金に換算率を採用した、かように御了承いただきたいわけでございます。

○岡田宗司君 そうすると、この間の判決でまた左右されることになりはせんですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほど判決の内容につきましては岩動君から申し上げた通りでございますが、大体判決の主眼点は、等価で払ふという、この特約に着目して判決されたことは御承知の通りでございます。そこで送金為替等につきましてはまさに大体さういふ趣旨のことではあります。預金につきましては、これはさういふ意思表示は全然ございせんので、本来、外地で、その外地のそのときの通貨で払ふべきものでございまして、これは円とレートの非常に逆になつておりました。ある程度さかのぼりまして、二十一年の価値まで預金者のために有利に認めた、かように相なつておりますから、在外公館借入金はこの等価支払いの特約に關する判決はそのまま適用しないものといふふうに考へられるわけでございます。

○岡田宗司君 これはしかし、今言つた昭和二十一年九月をとるとのこと、私は任意だと思ふ。これはさつき言つたように、二十一年九月はあまりにも気の毒だから、二十一年九月をとつたと、こゝ言われた。そうすれば、もう一つさかのぼつて、預金の行われた当時のところをとつても差しつかえないのじゃないか、送金の方は一対一ならば片方もそうしたつて別に悪くはないでしよう、そこはどうかですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これはやはり理論的に申し上げますと、本来ならば、この預金の支払いを行つ場合の外に預金の通貨価値をもつて支払うのが原則かと思ふ。ただ、そうしてもよくないかと、これは一つの政策論としてさういふ政策も考えられるではないかという御趣旨かと存じますが、それはしかし、やはり一般の金融機関の場合につきまして考えますと、相当支払い能力等の点もございまして、やはりさういふ面と両方にらみあわせて、またその他の債務の支払い等とにらみあわせてきめられることかと考へるのであります。ただいま議論の対象になつております朝鮮銀行なり台湾銀行なりは、先ほど来申し上げたやうな証券銀行としての特殊性もございまして、いろいろ残余財産等が多いのでございまして、その他の金融機関につきましては必ずしもさうに参つておりません。さういふ諸般の情勢をにらみ合せまして、しかも預金者のためにできる限りの利益を考へるといふ趣旨から、国会においてこの法律の改正をお認めいただきまして、閉鎖機関令第十一條の三にはつきりとの換算率が定められた次第でございまして。

○岡田宗司君 法律できめてしまつたのだから、そのまゝやつてしまつたのだといふことなんで、まあそれはそれで問題ないかもしれませんが、われわれにしてみると、どうもおかしと思ふのです。とにかく朝鮮銀行や台湾銀行が相当金が残つておる、そして支払い能力もあると思ふのです。それにもかかりませう、今言つた送金の方は一対一で払う、片方の方は支払い当時のレート、それも仮定のレートでもつて払うのだ、しかしまあ、それじゃ気の毒だから二十一年の九月、これは一つの政策です。それが政策なら、送金の場合と同じように預金の方も一対一で払つたらいいのじゃないですか。しかしそれが政策論だといへば、二十一年の九月だつて政策論なんです。実際にそれだけののつきりした根拠があるわけじゃないのですか。さうして預金者を保護しているといふのは実に私はおかしいと思ふのです。まあそれは議論だからこれ以上聞かませんが、さういふわけになりませんかね。まあそれはそれとして、なお朝鮮銀行の問題については、とにかく債権債務の問題、特に北支関係の問題の処理、あれはどういうふうな形で済んだのですか。

○説明員(岩崎道行君) 朝鮮銀行と中国連合準備銀行との関係でございまして、これは北支におきまして日本軍の臨時軍事費をまかなうための関係から生じて参つたのが主でございまして。これはどのようなことをやつたかと申しますと、いわゆる預け合ひというやり方で、朝鮮銀行が連合準備銀行から金を借りまして、それをさらに外資金庫に預けてさらに政府はそれを借りると

いうような格好をとつておつたのであります。従つて朝鮮銀行自体は中間のただ通り抜け機関のような格好になつておつて、実際は外資金庫、あるいは外資金庫と申しましてこれは政府と同じようなものでございまして、そこが連銀券を借り入れたという格好になつておつたわけでございます。これが昭和二十年の八月頃には四百億円を超えようという金額になつておつたわけでございますが、これはその後、政府が金を現地で払い下げて中国連合準備銀行にそれを売るといふことによつて、連銀はその支払代金を朝鮮銀行を通して、その債権をもつて操作すると申しますか、代金を支払うという格好になつて、この預け合ひの債権債務は解消して、現在では全く連銀と朝鮮銀行の間には何らのさういふ趣旨の債権債務はない、消滅しているという状態になつておるわけでございます。

○岡田宗司君 それから朝鮮銀行が朝鮮に残した財産ですね。これは今後の日韓交渉等の関係になるのですが、これは一体政府としてはどういふふうな処理するつもりですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。御承知のように日韓の間におきましては、将来特別のとりきめをいたすことに相なつております。先般、日韓交渉の再開等につきましても外務当局におきましていろいろ御努力になつておるようになり、承知をいたして参ります。御承知のように、閉鎖機関、朝鮮銀行その他朝鮮にありました日本軍の昔の会社等につきまして米軍が接収をいたしまして、この接収をいたしましたものを韓国側に引き渡すという

ような行為が行われておつたわけでございます。これに對しまして日本政府の方針は、接収によつて日本の法人なりあるいは個人なりまた政府なりの所有権といふものは何ら影響を受けるものではない、あくまでもこの所有権に基づきまして将来請求をいたすという方針をとつておるわけでございます。従つて私もいたしましては、将来の日韓交渉におきましては、将来の朝鮮銀行の朝鮮にある資産等につきましては、あくまでもこの返還を請求するといふ方針をもつて交渉に當るようになつておるわけでございます。

○岡田宗司君 これは返還せられる公算はないと思ふのですが、まあ返還せられたとした場合にはどう処置されるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) この交渉の結果返還するといふことに相なりますれば、当然、閉鎖機関の資産となつて、これが将来さらに閉鎖機関の清算におきまして資産勘定がそれだけ増加するわけでありまして。

○岡田宗司君 まあその返されたものについても今と同じような方法で処分して、政府でもつてまた納付金を取り上げるつもりですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 大体たゞいま御質問の通りでございまして、資産がそれだけ、いわゆる残余財産がそれだけ増加するといふふうにお考え下されてついででございます。

○岡田宗司君 それからまあ、大体返されないうち、だめになるだろうと思ふのだけれども、もし日本が外交交渉の結果、たとえば朝鮮における在外資産の権利を放棄した場合には、その

ことは国内の問題には全然響かないのかどうか。

○政府委員(正示啓次郎君) 在外資産、負債につきましては、それを両方比較検討いたしまして、負債が超過になつておる場合におきましては、その超過額に相当するものを国内にあります資産をもちまして引き上げて留保いたします。従つて、さういふものに備へての、なお残余についての措置をただいま御審議願つておるわけでございます。まして、これは、かりに今お話のやうに将来在外資産の返還をみないといふ場合におきましても、ただいまさういふ建前でやつておるわけでございます。

○岡田宗司君 最後にお伺いするのは、今度政府の方で納付金を取り、さらに税金を課するわけですが、これはその場合に政府は公債をもつて納付することを認めておるわけですね、認めておらぬのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは、ただいまのお話は、今回のわれわれが提案いたしております法律案におきましては、現金で納付していただく建前になつております。実は昨年、けさほど申し上げましたように、一案を政府部内で用意いたしましたときは、国債をもつて納めていただくといふやうなことが案の中にあつたのであります。が、今回はその案は取りやめまして、現金で納めていただくことにしまして、その歳入は、先般国会を通過いたしました昭和三十一年度の予算の中に歳入として計上しておつたわけでございます。

○岡田宗司君 それは何かそういう方法じゃできないものなんですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 国債をもつて納めるといふ昨年度で用意いたしました案は、一つの案でございますが、これは当時のやはり金融情勢等をにらみ合せまして、閉鎖機関、朝鮮銀行あるいは台湾銀行の資産は、非常に多くの部分を国債の形で持つておるのであります。その国債を市中で換領することが当時の情勢上非常に困難でございました。そこで、やむを得ず法律をもつて定めまして、特に国債をもつて、いわゆる物納と申しますか、現物で納付していただく道を定めようとしたわけでございますが、幸いにして本年は御承知のように金融情勢も非常に好転をいたしまして、市中におきましては、むしろ国債はきわめて好ましい投資の対象というふうな状況になっております。おそろく相当有利に処分ができるという見通しでございます。そこで、今回はそういう情勢をにらみ合せまして、市中におきまして、これらの閉鎖機関の所有しております公債を現金に換えまして、そうして現金で納付していただく、こういう方法をとつたわけでございます。

○前田久吉君 銀行局長にお伺いしたいのですが、この前の委員会の際に、大蔵大臣が、朝鮮銀行の十七億の残余の資本金で不動産担保の中小企業対象の銀行を作る申請があれば許可する考へだ、こういうような発言がありました。これは不動産銀行法という立法ができるわけなんですか。ほかの何か銀行法に基いて認可になるのかどうか。それから、中小企業を対象とするならば、全国的に相当な支店も

置かれてやられるのかどうか。規模の問題。そういうものをちょっとお伺いしたいのですが。

○政府委員(東條猛猪君) 第一は、いわゆる不動産担保の銀行を設立する場合の根拠法規の問題でございますが、私どもといたしましては、これがための新たな立法措置をお願いするつもりではございません。現在の長期信用銀行法によりまして銀行の認可をいたすならいたすという考え方でおります。次第でございます。

第二に、設置いたされた場合の銀行の規模の問題でございますが、まだ閉鎖機関の清算人の方から正式のいろいろの申請書等もちらん出ておる次第でございますので、今後さらにいろいろの点において検討を要するのでございますが、不動産担保の金融機関というものは、むしろ私どもの考え方からいたしますと、現在のところ中小企業の金融機関というふうに考えまして、しかもその業務の運営の業務方針の重点を不動産の担保の金融に置いていくというふうなことが適当ではあるまいかと、かように考えておるわけでありまして、申し上げるまでもありませんが、現在の経済情勢なりあるいは社会情勢におきまして、純粋な意味の不動産担保ということそのものによつて銀行経営が成り立つていくかどうかという点には、相当実問題があると思われまして、さきほども申し上げましたように、新しい銀行を作るといふことがいへば、中小企業の金融といふことがいへばそのねらいであり、その業務運営の重点を不動産の担保ということに置いて運営して参る、かようなことであろうと存するわけでありま

す。そこで、支店なりあるいは業務規模の問題であります。この銀行の経営は実は相当今後骨が折れる銀行になるであらう、つまり経営につきましては必ずしも手放しの樂觀は許されません。しかしまあ中小企業金融あるいは不動産担保に重点を置いた金融機構というものが現在必ずしも十分でないという観点から、設立ということを考えてもよくはなからうかということに考へておるわけでありまして、自然その銀行の経営には相当の実は苦心を要すると思つております。従いまして、もしスタートするといふにしても、開設の当初から全国的の網を広げるとか、あるいは支店も持つといふことは、実はむしろ考へるべきでない。東京に本店を置くといふことになると思ひます。そのほかには、まあ、たかだか一方所なりないし二カ所という中小企業金融のいわば不備なところを補うという観点から、小規模にスタートをいたしまして、今後の業績を見て支店を拡充するならば拡充する、多く作るなら多く作るという考え方をすべきものである。これは実はまだ研究の過程であります。これは大體さうなつもりでおるわけでありまして、実際の具体的な問題につきましては、清算人のほうから申請が出ました場合に十分その意見も聞かねばなりませんし、今後いろいろ研究はいたしたいと思つておりますが、銀行局といたしましては大体さうな心構えでおる次第であります。

○前田久吉君 不動産担保の金融というものは、現在の経済情勢において、中小企業対象といふことは私は成り立たぬと思つておるのです。大企業対象であればまだ考へによつては成り

立つていくかとも思ふのですが、中小企業といふものはそんな担保に入れるほどの不動産を持ち得る人は少いし、よし持つておつても、今日の借家法とかいろいろ法律に縛られておる限り、かりに土地家屋があつて十軒の貸家があるとして、そこから上る家賃で、税金を引いて、いろいろな諸雑費を引いて、そんな金を借りて金利を払つていくといふような中小企業は、ごくまれだと思ふのですが、特に中小企業を対象とした不動産貸付といふものの銀行は、私は成り立たぬのじゃないかという考へを持っております。

それから中小企業に対する金融機関がまだ少いというわけなんですか。こゝろいふものを新しくかりに発足さすといふことは、この点まだ中小企業金融といふものは現在の情勢において足らないのかどうかといふことを一つお伺いしたいと思つております。

○政府委員(東條猛猪君) 中小企業金融機関の数自体といたしましては、私は現在不足しておるというのではないと思つております。ただ前田先生の仰せでございますが、現在の金融機構をずっと眺めました場合に、中小企業を、しかも不動産を持つておつて、それを担保にしてたといふ場合には、既存の民間の金融機関なりあるいは政府関係の金融機関でもつて、金融機構としてもう完璧なものであるか、そこに何か制度の上においてさらに補完的な必要がないかどうかという点につきましては、既存の金融機関でも相当カバーせられておると思ひます。なお中小企業金融の中で不動産を担保に置いて新しく仕事をするとかいろいろな場

合においては、金融機構としてなお欠けておるものが、私どもはいろいろと調査をし、またいろいろ具体的なお話を民間の方から承へるといふ場合において、機構のいわば不備な点がいまだに残つておるのではなからうかといふふうには考へております。話がぐどくなりまして、つまり絶対数においては決して私は不足してゐると思ひませんが、機構の上において、こゝろ不動産担保といふものに重点を置いて、中小企業金融機関といふものが、制度的になお欠けておる点があるといふことは事実であらう、かように考へております。

○前田久吉君 このごら、ことに金融はゆるんで参つておるようでありまして、各銀行とも積極的に貸出をせられて、中小企業に対してはやつていかなくちやならぬといふような方向にだいたい向いてきておるようには思ふのですが、かりにアメリカにおいても、大銀行がすでに月賦販売の自動車であるとか小住宅にほとんど貸し出しておる。それがまた非常に銀行が成績をあげておる、こゝろの今日の実態なんですか、特に不動産のくろろとが私どもは知らないのですが、どうせ五年も十年もしないといふほどの銀行の機能を發揮して活動のできないものを、特に今日の場合に置く必要があるのかどうかといふことを、非常に疑問に思つておるのですが、銀行局長にぜひお伺いしたいことは、池田勇人氏が大蔵大臣時代に地方の新しい小銀行を政策として設立させた。たとえば都民銀行とか北海道拓殖銀行などもかなり成績をあげつつあるといふ今日、非常に戦後の金融界としてはいい行き方だと私は思つ



ておつたのですが、最近はなかなか支店の設置をお許しにならない。一方ではそういう地方の銀行の支店設置をためておいて、もしやってみても三年も五年も先でないとかからないもので目先の中小企業の金融に寄与するということは、これはもうくろくろとの銀行局長はよく知つておられると思ひますが、金融機関というものは、きよう許可したから、あしたからすぐ成り立つというわけにはいかないと思ひますが、その一方では伸ばすべきものを押えて、そしてわれわれが見て必要でないという銀行を新しく許していくという点に対して、どういふお考えでそういう方向に向うのか、一応伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(東條猛猪) 既存の銀行その他の店舗の増設をやかましく言つておるのじゃないかという点がお話の中心と相なつておるわけでありまして、先ほど申し上げました点と実は関連したものであります。現在におきまして、各種の銀行の店舗の数は、私も、これはあくまでも原則論でありまして、先ほど申し上げました点として十分である、これは繰り返して申し上げますが原則論であります、といふに実は考えておるわけでありまして、それからもう一つは、今お話にも出ましたように、現在の金融の状況あるいは今後の一応の予想を考えてみますと、金融機関の経営の合理化と申しますか、そういう点に格段の努力を必要とする事態に立ち至つておる。むしろ既存の金融機関におきまして、原則論であります、相当不採算店舗があるような場合においては、むしろそれを縮小整理していくという方向が、こ

の経営の合理化という面からいたしましても正しい行き方であらう、かように考へまして、最近金融機関の店舗の増設という問題につきましてもは相當きびしい態度をもつて臨んでおる次第であります。これはたびたび繰り返して申し上げておりますように原則論でありまして、個々の銀行の実態と申しますか、経営の内容に応じまして、相當の裁量を加えておりますこともこれは事実であります。が、原則的には、ただいま申し上げましたように、各種の銀行の支店は、その数といたしましてはむしろもうふやす時期ではあるまい。かような考え方のもとに、新規の支店の設置等につきましてもはやかましく申しておるわけでありまして、まあ、そういう情勢が片つ方にあるにかかわらず、新しい、しかも今後経営に努力を要した問題が多いと思はれる金融機関に許すのは、首尾一貫しないじゃないかというの、その次の御質問であります。が、そういう点につきましても、先ほど来申し上げておりますように、中小企業金融機関として、不動産担保金融というものに重点を置いた一つの長期信用銀行というものを設立することが、中小企業対策という観点から金融制度の問題として適當であらう、こゝういふ考え方でおる次第でございます。

○前田久吉君 銀行局長もよく知つておられて、かなり不動産銀行に対しては困難であるというお考えだろうと思ひますが、しかし現実には銀行局の方針で十分不動産担保あたりで貸し出すことは各銀行とも望んでおるのですから、そういうものは、手つとり早く新しいものに許可しても何年先からし

か動かないものは、一つできるだけ現実に即して間に合せるという方向に、それからもう一つ新しい無理してでもこしらへるという御意思があらうとするならば、将来において一つ堅実ない銀行には大いに見のがしてやるというところを一つお考え願つておきたいと思ひます。これで質問を終ります。

○土田國太郎君 今前田委員からもいろいろ御質疑がありましたので、私もお聞きしたいというやうなことを聞いていたのですが、一番大きな日本現在の問題は中小企業の育成、これは一番大きな問題じゃないかと思ひますが、まあ金融々々といふ口にはいいのであります。が、私どもの考えとしては、この小売商の営業経営の合理化といふものが一番大事ではないか、こゝういふ面について、金融機関の監督官庁であり指導者である銀行局はどんなお考えでありますか。

○政府委員(東條猛猪) 私はもう仰せの通りであらうと思ひます。中小企業の振興対策といひましては、これは土田先生御承知の通り、単に金融問題というよりは、いろいろの面で総合的な手をみんな地道に積み重ねて打つていくほか仕方がないのではないかとこゝういふに実は感じておるわけでありまして、今お話に出ましたように、中小企業のある部門におきましては、この経営のコストの面の把握の仕方でありまして、あるいはどういふふうな合理化をすべきであるとかいふふうな点も欠けておると思ひます。それから最近当委員会でも御質問のあった点であります、親企業から下請企業たる中小企業に対する代金の支払い状況、これは御承知のように七百企

業にわたつてやつたのであります。が、必ずしも下請に対する支払いがよくなつていないといふことは、これまでの遺憾ながら事実であります。下請に対する支払い促進の方法も当委員会御審議になつておるので、土田先生御承知の通りであらうと思ひますが、さういふ下請に対する、中小企業に対する親企業の支払いを遅延せしめないやうに、サンプル調査によりまして、製品の納入、検定納入、それから代金の支払い、しかも小切手のユーザンスといふやうなものをずっと通計いたしてみますと、相當ひどい事態といふものが見えております。なほ中小企業の組織化と申しますか、組合化の問題になります。これはいふべくしてなかなかむずかしい問題であります。が、私も商工組合中央金庫の実際の運営の状況を見ておりました、やはり中小企業につきましても、困難ではあります。が、組合化といふことがやはり一つの忘れてはならぬ大きなことであり、こゝういふことも、実はしみじみと感じておるやうな次第であります。さういふことで、あらゆる面から手を打つていただかなければならないのであります。中小企業の金融の問題だけが唯一の対策であるがごとく考えることは仰せの通り間違ひであると思ひます。また大蔵省におきまして私もいたしましては、やはり中小企業はいろいろの観点から考えて非常に大事なことであります。しかも金融といふことが、そのみではもちろんありませんが、重要なまた一つの施策の一環を占めておることに相なりますれば、やはりこの金融の面でもできるだけの努力を積み重ねて参ります。

○土田國太郎君 今の局長の御意見は、私もその点は同感でありまして、企業に対して健全な経営がなければ、融資なんといふものはこれは小さいものです。それはもちろん総合的に必要なのであるが、その融資の条件だけであつては、その中小企業振興の根本策を考えなければならぬと思ひます。が、これはあなたの方の責任上十分やつてもらわなければならぬと私は思ひます。なお先ほど局長は、金融機関は不足しておらぬ、機構または制度の上において欠陥があるのだと、こゝういふやうな御意見のようですが、私もさういふやうに考えております。まあ中小企業の金融機関といひましては、普通銀行のほかは中小企業金融公庫、国民金融公庫、また相互銀行、信用金庫、信用組合、まあ数限りなくあるわけですから、この上にまた不動産銀行というやうなものが出てくるというところは、私は特に中小企業を相手の公庫は別ものといひまして、信用金庫とか、あるいは相互銀行といふやうな、小さいといふやうな悪いですが、一般銀行でない、こゝういふ金融機関と競合するやうな問題も出てきはないかと思ひます。大体その中小企業に対して一定の不動産担保といふやうなことでやられるであります。が、一口平均どうせ百万円とはいふかぬでしょう、それ以下

のものでありますから、先ほども申し上げました中小企業相手の金融機関とちよと競合相手とならざるを得ないようなことになるのじゃないか、こゝういふように考えられるのですが、こゝういふ点は御心配ありませんか、どうですか。

○政府委員(東條猛猪君) 私どもも、この新しい不動産の銀行ができます場合におきましては、これは観念的には多少の重複ということとは実は避けられないと思ひます。しかしながら実際の運営面におきましては、努めて既存のこの金融機関との実際の業務上の重複をできるだけ実はずけて参りたいというふうに考えております。先ほど前田先生からの御質問のありましたこの店を作る場所も、さしあたり東京あるいはそのほか一、二カ所というふうに広いところでスタートしたいというの、一つは、経営の問題はありますが、やはり既存金融機関との重複関係を考へてのことでありま。御承知の通り、東京とか、大阪という大都会におきましては、いわゆる中小企業の層といふものは相当やはり数が多いわけでありまして、既存の金融機関でも、確かに法律的にあるいは制度の建前の問題から見ると、ほとんど大半をカバーし切つてゐるようでありま。けれども、現実には各地の金融相談所に言つてきてゐる事例なんかを見てみますると、まだまだほんとうの意味の不動産担保の金融について、新規の仕事をした、それからあるいは親企業から手形をもらつた、ところがそのもつた企業自体は中小企業でありまして、これは今まで銀行と実は取引がないという場合におきましては、実務問題としてはな

かなか急にはその手形が割れないというやうな実例が、相当実は金融相談所等には現れてゐるのであります。と申します意味は、中小企業の数が結局大都會において相当多いので、既存の金融機関だけでは事実問題として手が回らないといふ面が、カバーし切れない面が残つてゐるのじゃないか。かたがたは機構、制度の問題といたしましても、これは私も先ほど来、前田先生、土田先生の御意見もつとに拝聴いたして参りますが、金融機構の問題といたしまして、中小企業で不動産担保金融ということを中心としたそのみでいけるとは決して申し上げておりません。それを重点的に長期信用銀行、小型の長期信用銀行といふものの存立の可能性といふものがあり得るのではないかと、また話しくどくなりま。この預金業務といふものを原則的に認めるつもりはありま。取引を開きましたお得意先の預金は短期に認める、受け入れるということはあります。これは長期信用銀行法に基きまして長期の債券を出してあります。それによつて資金は調達する、いわゆる受償、預かる方の、受ける方の信用業務においては、あまり既存の金融機関とは競合しないといふやうに配慮するといふことではないかと考へてゐるわけでありま。私どももいたしましても、なるべく既存の金融機関の業務分野と実際問題として重複をしないやうに、おのおの補完的な機能であつてゐることに對する、十分の、できるだけ努力をいたして参りたい、かように存じてゐる次第であります。

○土田国太郎君 その点はけつこうであります。中小企業の現実は、今申し上げましたやうに、またあなたの御説明がありましたやうに、信用が薄弱なんです。従つて不動産といふものも非常に持つてゐる方が少いといふことでもあります。かたがた先ほど前田委員が申し上げたやうであります。いろいろの法律による制約が、家屋にしろ田地田畑にしろ、いろいろの面から制約を受けておつて、これが金融機関の對象となつて信用を強化するといふことはなかなかむずかしい今の御時勢であります。これらは宝の持ちぐされになつてゐるものであります。かくら、こゝういふ面に対して担保価値が著るしく軽減された点を何らかの方法で救済し、これを開放する面に向つていふお考えはありま。せんかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) 実はこの新しい金融機関をいろいろと検討いたしてあります場合に、一番問題になりま。すのは、今お仰せになりました不動産の担保価値の問題であります。これは今御指摘にございますやうに、現在の法律の上で、借家法でありますとか、借地法でありますとか、そゝういふ法制的な制約がございまして、十分の担保価値を發揮するに至つていないといふ、ここに法制的上の問題がござい。ま。同時に、現在の住宅事情と申しま。すか、あるいは建物の需給関係と申しま。すか、こゝういふ社会的な事情、あるいは経済的な事情で、たとへ法制的には何らかの立法的措置が国会でとられま。しても、現実の問題としては、この金融機関が担保となつてゐる不動産を

換価処分しようといふときに、なかなかやりかねるという現実の経済的あるいは社会的な事情といふもの、これは否定できないと思ひます。その方面のことは、これはやはり経済情勢が、経済地力がつきま。して、逐次実際の不動産の需給状況が好転するにあ。られま。ば、法制的な問題を離れま。しても、私は解決困難な問題ではな。かろうか、か。ように考へるわけでありま。す。従いま。して、法制的に見ま。しても、あるいは経済的に見ま。しても、あるいは社会的な情勢から考へま。しても、この不動産の担保価値を高めるといふことにはいろいろの実は制約がある次第でありま。し。情勢が許すに至りますれば、また国会方面でもこの法制的な面において御検討いた。だいて、適宜の御措置をお願い申すという時期は参。るかと思ひま。すが、ただいまのところでは、ちよつとそこま。でお願ひをして御審議をしていただくといふことも、われわれにとりま。してその時機が熟しておらんのではないかと、か。ういふことが実はわれわれといたしまして検討いたした結果であります。

○土田国太郎君 先ほど局長が、中小企業に對する金融機関の数といふやうなものについては、これは十分だといふやうなお考へによ。うですが、そこで、鮮銀の跡始末が不動産銀行になるので、教の上で十分だといふところへもつてきて、また不動産銀行を許可するといふやうなことに結論としてならざるを得ないものであります。が、一面相手たる中小企業の方は担保力がな。い。全くこれは経営上非常に不安であり、せ。つ。か。く十七億といふ金を中小企業方面の利益のためといふので投資さ

れたが、空中樓閣になつてしま。うやうな心配は多。あるわけなんです。そこで一つ、ものは相談なんです。が、どうなんでもし。うかな。不動産銀行は相手方の担保力のないためになかなか経営がうまくい。かないであ。らうといふことは、今あなたの指摘された通り、私も指摘しておる通りだが、あ。えて金貸しばかり目的でなく、これをもう少し時代に即応したやうに、この鮮銀のあ。との新規に設置する会社は、銀行でなく、こゝういふ中小企業方面の育成強化のために、振興のために、何か保証機関の会社にこれを向けるといふことが、一番私は中小企業が資金を作る上において信用度がそれだけ増加されることでありま。すから、こゝういふ面のお考へはどう考へてお。りますか。

○政府委員(東條猛猪君) 従来私どもが閉鎖機關朝鮮銀行の清算人あるいは株主の方々の御意向として承。つてお。りますことは、この十七億の金をもつて日本の中小企業の金融対策といふ意味で、不動産担保に重点をお。いた銀行をせ。ひ。作。りたいといふ、こゝういふ方々のは、先ほど来申し上げてお。りますやうで、経営はそ。う手放し樂觀はも。ろ。ん許されな。い。これが軌道に乗りま。して経営が収支相償つて参。るには相当努力が要る、非常な努力が要る、こゝういふことも覺悟せられま。して、その覺悟の上で、せ。ひ。意義のある仕事だから乗り出したいのだといふ御熱意でありま。すので、こゝういふことであるならば、こゝうこゝういふやうに、一応われわれの見通しはこゝうである。またこゝういふな。ずかし。い情勢があるといふことで、非公式に、も。ろ。ん正式の申請はあり

ませんから、公式ないろいろの話では  
ありませんが、非公式にいろいろ私の  
氣付いたお話を申し上げ、先方の御意  
見も伺っているというのが実は今日の  
情勢であります。それで、そういうふ  
うに検討をいたしました結果、ぜひ  
この第二会社として不動産担保の金融  
機関の銀行を作りたい、かような申請  
が出て参ります場合におきましては、  
その内容を十分審査いたしまして、ま  
あ、許可する用意があるということ  
申し上げておきます。お話を  
のごとく、現在の信用保証協会の実際の  
動きを見てみますと、一応所期の目  
的は達していると思ひますが、なか  
なかに問題点が多い、今後いろいろと改  
善していくべき点があり、これは信用保証  
面にあると思ひます。そういうことで、  
この信用保証機関を作るといふことも  
一つの御着想であると存じますが、何  
分にも役所はそういうことにつきま  
して受身の態度であります。そうして清  
算人あるいは旧株主の方々がぜひ不動  
産銀行を国のために中小企業金融対策  
として作りたい、こゝろ御熱意であ  
りますので、それに応じてわれわれは  
許可する用意があるということが私  
ども大蔵省の態度である、かように申  
上げられると思ひます。今まではそれ  
らの関係の方々は、そういう実は一本  
筋で、非常な熱意とあれをもつて、そ  
ういふ方向で旧株主の同意も得られ、  
正式の手続を進めるべくいろいろと御  
準備に相なっている、つまりこゝろ  
段階であります。

だ。だから株主がそう申し出たか  
ら、まあ、その熱意に免じて許すとい  
うような情義的からいってたらそうか  
もしれませんが、実際国家のためにこれ  
七億という金は相当の額ですね。それ  
をその借手の非常な基礎薄弱なもの  
を相手にして、しかも相互銀行あたり  
と、また信用組合あたりと非常に適合  
せざるを得ないでしようよ、これはあ  
なたがどうおっしゃつても同じお客様  
に向つていくことですから。非常にそ  
の点は私は、両方が、既存の金融機関も  
不利益、新設不動産銀行も不利益、こ  
ういふことに結論は落ちるのじゃない  
かという心配はあるのですが、一つ今  
の信用保証会社のものも一応検討し  
ていただきたい。よろしかつたらそれ  
に向うようにやつて、同じ鮮銀の株主  
がいずれにしても中小企業のためにや  
るといふことは目的は同じなんです  
から、人のじやまをしない、中小企業  
に喜ばれて国家のためになる、こゝろ  
のがよいのじやないかと私は考える  
のですが、一つ御検討をお願いいたし  
ます。

それと御承知の金融制度審議会が、  
あれができたのです。調査会です  
か。

○政府委員(東條猛猪君) まだ、この  
委員会にこれから御審議を願う……。

○土田国太郎君 ああ、いふものでも  
できるので、銀行は今、金がどこに  
もあふれるほどあるのです。ただ受  
け入れる方の、借り手が借り得られ  
ない立場にあるのだから、貸す方ば  
かりそへ急いでお作りにならなくて  
いいんじゃないか。だから金融制度調  
査会あたりができたらしいものに一  
つおかけになつて慎重審議して、そ

して百害あつてあまり国民の利益にな  
らんというものについては一つ慎重に  
銀行局もお考えを願ひたいと思ひ  
ます。その点をお考えはどうです。直  
ちに御許しになるお考えですか。

○政府委員(東條猛猪君) まあ土田先  
生、百害あつて一利なしという御批判  
であります。実は先ほど来、前田先  
生にもお答え申し上げておりますよ  
うに、中小企業金融対策という観点から  
考えまして、現在の金融制度、金融機  
構というものが完全なものであるかど  
うか、やはりこれを検討いたします  
と、まあ私も少し語弊がありますが  
陥と申しますと少し語弊があります  
が、足らざる面があることは事実であ  
る、従ひまして、この不動産担保金融  
に重点をおきました中小企業金融機関  
というものは、国民経済的に見まして  
も意義の多いことである。ただその経  
営には先ほど来いろいろ御指摘のござ  
いましたような困難な問題があります  
ので、経営には一方ならぬ努力が要  
るであらうということをお願いしてお  
る次第でございます。

それから金融制度調査会でございます  
が、いづれ御審議をいただきまして  
会が発足を見ることが相ならうと存  
するわけでありまして、この審議会  
は、いづれそのとき御説明申し上げ  
るのが適當かと存じますが、実はむし  
ろ現在の各種の金融制度に関する法律制  
度を立法論的に御審議をいただくとい  
うことに、私も同意いたしました。実  
は重点をおいておられる次第であり  
まして、日本銀行法でございますと  
か、あるいは一般の銀行法であります  
と、あるいは臨時金利調整法であります  
と、さういふ法律制度、法律に根ざし

ました金融制度というものを中心にし  
て、今後いかにあるべきかということ  
に審議の重点をおきまして、この政府  
の行政的な裁量面のはうは何と申し上  
げますか、いわば第二義的に実は考  
えております。これまた御意見によ  
りまして、いろいろこの運営につきま  
して、もちろん私も今後御意見によ  
りまして検討を加えなければならま  
せんが、さういふ運営の考え方をた  
だいまのところではいたしてござい  
まして、先ほど来申し上げております  
うに、不動産金融機関は現行の長期信  
用銀行法に基きまして設立の認可とい  
うふうで考えておりますので、今日の  
ところでは金融制度調査会で御審議  
をいただきます議題といたしましては  
一応おいておる、かような次第でござ  
います。

○土田国太郎君 正示さん、ちょっと  
お伺ひしたいのですがね。鮮銀券に  
は、先ほど岡田さんから御質疑に相  
なつた問題なんです、鮮銀券の一回  
はイコール日銀券の一回だと、こゝろ  
う解釈を敗戦前まではしておつたじ  
やないですか、鮮銀券と日銀券の……。

○政府委員(正示啓次郎君) 敗戦前と  
申しますか、日本の領土として朝鮮が  
ございましたところ、また朝鮮銀行が正  
常の営業をいたしておりました。こ  
ろは、もとよりさうございまして、  
しかしその後になつて、御承知の  
ように朝鮮と日本との関係がすっかり  
変りまして、そこからこの換算率をき  
めなければならぬ不幸な事態に  
相なりまして、その場合に先ほど申し  
上げましたように、昭和二十一年の当  
時の日本国内の物価と、朝鮮における  
物価を参照いたしまして定めましたの  
が、日本の一円に對しまして一円五十  
銭、こゝろレイトが定められたわけ  
でございます。

○土田国太郎君 しかしながら、これ  
は一つの契約でしよう。相ひとしい一  
円というものは一種の契約ですね。契  
約というものが、あるいはどつちへ持  
つていっても一円は支払ひです、こゝろ  
うことが原則になつておるでしよう。  
この鮮銀券でもさういふ契約でござ  
います。

○政府委員(正示啓次郎君) 朝鮮銀行  
に預金をされた方は、将来朝鮮銀  
行券をもつて払われることにつきま  
しては、これはさういふ預金者と銀行の  
間の一種の契約関係があつたかと思  
ひます。しかしそこには将来日本の円を  
もつて払うというふうな特約はなかつ  
たわけでございます。

○土田国太郎君 それでは、しかもその  
鮮銀券に記載は、その一円は、かりに  
一円としまししょう。日銀はその鮮銀  
券をもつていつでも支払ひ義務がない  
という解釈ですか。日銀へ鮮銀券を持  
つていって同じ額面の日本円をもち  
うとできないということになるのです  
か、あなたの解釈では。

○政府委員(正示啓次郎君) これは敗  
戦後の事態におきましてはさういふ義  
務はないと、こゝろいふに考えてお  
ります。

○土田国太郎君 私は法理論的に聞  
きたいのです。実情はわかっているの  
だ。負けたから負けておけといふの  
は……。

○政府委員(正示啓次郎君) はつきり  
申し上げますが、朝鮮銀行券を持つて  
参つた場合に、日本銀行はそれにひ  
としい日本銀行券を払うという義務は  
ございせん。



の金利を取つておる。それを中小企業、せつかく朝鮮のそういう専ら金で作る銀行であるならば、もつと大蔵省で思い切つて金利を一つ半分くらいでまかなつてやる、ほんとうに日本の中小企業を助けるという案が出ないのですか、どうですか。いつも何々銀行とか、国民金庫とかをこしらえるようなことばかりやつておるが、それはみな高利貸しです。普通銀行より高い。頭のいい銀行局長がまた重ねて同じものを作ろうというのに対しては、かなり批判的にならざるを得ない。何とか一つ知恵を出して、こしらえるならば、金利の半分かくらいの銀行をこしらえて、ほんとうに中小企業を救つてやるといふようなお考えを一つここで中小企業のためにお願いしておきます。

○委員長(岡崎眞一君) ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(岡崎眞一君) 速記を始め

て。  
○藤野繁雄君 今まで朝鮮銀行に關しては清算後のいろいろの問題が取り扱われていたと思ひますが、台湾銀行は一つもお話がなかつたが、清算後台湾銀行はどういうふうな形で処理されるのか、あるいは新しい会社を作られるのであつたらどういふ会社を作られる構想であるか、それだけお伺ひいたします。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えいたします。台湾銀行につきましても、大体納付金及び税をお納め願ひましたあと、四億九千万、約五億弱の純残余財産がございます。これが株主に帰属する予定でございますが、ただいまのところやはり清算人を中心いろいろ

構想を練つておられるように聞いております。まだ実は正式のことを伺つておりませんが、大体仄聞いたしますと、台湾銀行が従前営業いたしておりました当時の関係等をもとにいたしまして、大体東南アジアの貿易あるいは投資等につきましてもある程度寄与いたすような一種の信用保証と申しますか、そういう貿易とか、投資等につきましても、これを安全ならしめるような関係の会社を構想として考えておられるのであります。その具体的な内容はわかりませんが、私どももいたしまして、いづれ成案をお出しただきました場合には、台湾銀行の昔のスタッフ、また長らくの御経験等を活用されまして、非常に緊要な東南アジアの経済の開発のために活動になるというところでございまして、この計画を拝見いたしまして、適當なものにつきましては認可をして参りたい、かように考へておる次第であります。

○土田国太郎君 朝鮮の閉鎖機關の主なるところ、たとへば殖産銀行とか、金融組合連合会とか、信託などの法人の閉鎖機關に入れしめた右法人の以後の財産状態というものが、大ざっぱのものでもわかりますか。もしわかりましたならば、参考にもらつておきたいのですが、わからなければ、この次のときでけっこうです。ついでに台湾銀行も。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの御質問にお答え申し上げますが、朝鮮銀行は御承知の通りでございます。殖産銀行でございますが、これは国内の清算残余見込み四億五千万円余りと見込まれておりますが、これに對しまして一方、社債の支払い額が十億

近くございしますので、この社債を支払いますと……  
○土田国太郎君 済みませんが、一つ一覽表を出して下さい。  
○政府委員(正示啓次郎君) それでは一覽表をすぐお示しいたします。  
○委員長(岡崎眞一君) ちよつと伺ひますが、あなたが中小企業不動産銀行について御説明になったときに、それは長期信用銀行法でやられるといわれ、それに対していろいろ御意見があり、それに答へられた中で、金融制度調査会で審議してもらつたという御説明をされ、同時にそのあとで、その会での問題ばかりでなく、法律問題も討議してもらつたとあつたが、そのあなたの御説明に矛盾があると思ひます。それをちよつとただしておきたい。そうしませんが、この問題とはちよつと離れますが、また金融制度調査会のことについて聞かなければなりませんから、一応伺つておきます。

○政府委員(東條猛猪君) 実はお答え申し上げておりますうちに、委員長の御指摘のようなことを申し上げたかと思ひます。いわゆる不動産銀行を作るべきかどうかという問題につきましても、長期信用銀行法に基づき行政措置でございますから、これは金融制度調査会にはたゞいまのところは付議して御審議を願ふという予定をいたしておりません。金融制度調査会はむしろ日本銀行法でありますとか、あるいは一般の銀行法でありますとか、臨時金利調整法でありますとか、そういう現行の法律の改正を適當とするかどうかという立法問題を御審議願うわけでありまして、御指摘の通りに、私の申し

上げたところに矛盾するところがございしましたかと存じますので、ただいま申し上げましたようなことで御了解願ひたいと存じます。  
○委員長(岡崎眞一君) それからもう一つ、これはあなたのお考えを開きたいのですが、中小企業を主として不動産金融銀行を作るという考え方のようですが、それが、それについて、この不動産金融銀行は経営が困難だろうというお話し、また片方において、いろいろそれに対する御批判、御指摘もありました。またあなた自身の考え方もそうだとすれば、むしろ既存の長期信用銀行のこの制度を変えて、そうしてむしろ中小企業金融の程度まで貸し出しができるようにしていくという考え方の方が自然じゃないだろうか、こういう気持もあるのですが、これについてあなたの御所見を承りたい。

○政府委員(東條猛猪君) 現在の長期信用銀行法に基きますといふゆる長期信用銀行と申しますのは、興業銀行と日本長期信用銀行と二つあります。この二つの銀行の実際の業務分野の範囲を広くして、いわゆる大中の企業ばかりでなく、小さい方の企業にも比較的長期の固定した貸付を行はせるといふ考え方が成り立つかどうか、それが実行できないかどうか、その点も実はいろいろ検討いたしました。現実には、両銀行の経営の責任者の意見を徴しましたが、いろいろ検討いたしました結果、現在両行の持つております業務運営の方針、実際の業務に當つておりますスタッフの關係、そういうものから考えまして、この両行をして業務を拡張して、中小企業の金融に當らしめることは、観念的には別といたしまして

も、実際の施策としてはちよつと無理である、こういう事は私どもとしては結論に達しまして、先ほど申し上げましたようなことになっております。  
○委員長(岡崎眞一君) もう一つ伺ひます。こういう金庫をたくさん作ることに、勸業銀行というのが今でもありますが、その業務を普通銀行に改革することがあるのですが、現在あるものをわけて、そしてまた新しく作るというよりな考え方がすね、従来のものを取りこわして専門々々に分けていくという考え方については、それは単に数をふやすだけでやつてゐるのであつて、これは考え方によれば、いわゆる失業救済機關になりやせぬかというところを私が言つたことがあるし、そういう感が非常に強いのです。ことに今あなたがおっしゃつたように、先ほど来もだれかがおっしゃつたように、中小企業といふことであれば、何でもかまわぬといつたような、時勢のいかわゆるのだからという御批判も委員の中にはあつたようです。それと同時に、そういうふうなおいも実は今までの説明なり、いろいろな委員会の空気がそれういふ感じがするのですが、あえてそれでもういふものをやつていくというお考えが、無理しても作ろうかというお考えがあるということなのか。これはあるいは政治的な面があるかもしれないが、それについて先ほどおっしゃるような御意見のように、十二分に検討していられるということについて、さつきは仮定だとなつてしまつたのですが、大体こういうふうなことに對して、皆さんからの要望が出

れば、そういう線に持っていけるおつもりなんです。

○政府委員(東條猛猪君) 実はこの経営が困難だといふ言葉の響きが非常にむずかしいのでありますが、経営は決して楽でない。私どもの方でいろいろ試算をいたしますと、努力してやってもいけばやうといふ一応の試算が出ています。そのことを申し上げたいことが一つ、それから、もちろん正式の手続はこれからの問題であります。生産面なりあるいは株主関係の人からいろいろと話もありまして、意見交換もいたしておるわけでありまして、私どもの心がまえとしては、今後別段のことがなければ、正式に申請が出れば、申請内容がある程度いろいろ検討した結果に照らしまして、十分検討はいたしますが、新しい銀行として長期信用銀行法に基いて認可する方針である。それは政治的というよりもちよつとありましたが、そういうことを離れまして、事務的に金融機構の問題として取り上げても、やはり現在の機構に不備があるということも、これは否めない事実だ。それから中小企業金融に名をかりるといふ先ほど来のお話であります。実は大企業については、長期信用銀行法に基いて現在二つの長期信用銀行が現にあるのであって、これでもって十分にやうてゆける。いわゆる小型の中小企業を相手にする長期信用銀行がないというところが金融機構としてあるのだというわけでありまして、中小企業といふことに名をかりてイージーな道を歩んでいけると言われると、ちよつと私どもの説明が不十分であつたといふことになるのであります。やはり小型の、小

いものを相手にする長期信用銀行が現在の法律に基いてあるといふことが、事務的に検討いたしましたところ、金融機構の問題として適当であらう。だから経営にいろいろ骨が折れることはわかれば、認可することが適当であらう。かような案は考え方をいたしておるわけでありまして。

○委員長(岡崎眞一君) それでは今のお考えはわかりましたが、先ほど大企業に対する貸出機関といふことで現在二つある。それには経営のやり方なりスタッフの問題について不適当なところもあるから云々といふ、今、御説明があつたが、それと同じ問題で、制度としてはどうでも、今のスタッフの問題がこれに関連してくると、いろいろ問題があるうと思ひます。そこでこの問題は朝鮮銀行あたりの前のスタッフの方々がおそろく乗り出してこようといふお考えだろうと思ひます。これは立案のときに経営のスタッフをどう考へたかしらぬけれども、そういうことについて十二分に検討する御用意はあるでしようね。

速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけ

それではこれで散会いたします。

午後三時四十五分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。  
一、会計法の一部を改正する法律案  
会計法の一部を改正する法律案  
会計法の一部を改正する法律案  
会計法(昭和二十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「競争」を「一般の競争」に改め、同条に次の一項を加える。

各省各庁の長は、前項の規定により一般の競争又は指名競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に應じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格の申出をした者を契約の相手方とするものとする。ただし、最低の価格の申出をした者を相手方とすべき契約のうちに政令で定めるものについて、相手方とすべき者の申出に係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で価格の申出をした他の者のうち最低の価格の申出をした者を当該契約の相手方とすることができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、福島県立たばこ試験場の国立移管に関する請願(第一二八八号)  
一、対日平和条約発効前の沖繩における米軍使用による土地等の損失補償の請願(第一三二五号)  
第一二八八号 昭和三十一年四月十七日受理

福島県立たばこ試験場の国立移管に関する請願

請願者 福島県議会議長 渡辺 鉄太郎

紹介議員 石原幹市郎君

福島県において、大正十四年田村郡船引町に県立たばこ試験場を設置して以来、関係機関と協力して耕作技術の改善とたばこ耕作を中心とする農業経済の振興発展に努めてきた結果、現在東北六県耕作面積の六十パーセントを占め、特産品たばこの主産地として全国首位の成績を収めているが、今後松川葉を更に品種の改良、なかでも輸出向け系統の育成はもちろん、科学的耕作技術の導入等これが基本的試験研究並びに施設の拡充強化の必要があるが、現下の窮乏した県財政下においては、これら試験研究機関の整備拡充強化は至難の状況にあるから、本県立たばこ試験場を国立に移管してこれが実現を図られたいとの請願。

第一三二五号 昭和三十一年四月二十三日受理

対日平和条約発効前の沖繩における米軍使用による土地等の損失補償の請願

請願者 沖繩那覇市久米町三協ビル内沖繩軍用地委員会連合会内 桑江朝 幸外二名

紹介議員 神原 亨君

沖繩は、米軍の強力な軍事基地として現在全面積の十二・七パーセントが軍用地として接収され、その四十四パーセントが農地であり、しかも平和条約発効後のこれらの接収地等に対する補償額ははなはだ適正を欠く極めて低レベルなものであるに加え、平和条約発効

前の補償については日本の請求権放棄を理由に拒否しているため、農業を主産業として居る沖繩では住民の死活問題であるから、日本の各都道府県と同様に昭和三十年勅令第六百三十五号並びに進駐軍の用に供する土地等の損失補償の要綱による損失補償の処置を講ぜられたいとの請願。

五月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、信用保証協会に国家財政資金導入等の請願(第一三四〇号)  
一、鹿児島県桜島噴火降灰によるたばこ耕作被害対策の請願(第一三五四号)

第一三四〇号 昭和三十一年四月二十四日受理

信用保証協会に国家財政資金導入等の請願

請願者 東京都中央区八重洲五ノ五社団法人全国信用保証協会連合会長 田中 猛

紹介議員 安井 謙君

信用保証協会は中小企業対策のうち最も適切なものとして地方公共団体が中心となり、現在全国各地に五十二の協会が設立され、昭和三十年十二月末現在の保証承諾累計は二千六百四十七億円に達し、中小企業金融の緩和にすくなく寄与しているが、なおその効果は十分ではなく更に一段の機能発揮が各方面から要請されている。しかるに全国の信用保証協会の保証現在額は四百三十九億圓に達し、実質上の基金四十一億圓に対して保証倍率は十一倍になつており、これ以上保証を増加するには、新たに基金の増強を要ら



なければならぬ状態であり、しかも地方公共団体に期待することは困難であるから、(一)国家財政資金を三十億円導入すること、(二)保証保険のてん補率を九十パーセントに引き上げ、保険料率を年七厘五毛に引き下げ、小口保険の強化ならびに信用保証協会の資金源充足のため保険金の概算払を実施すること等の実現を期せられたいとの請願。

第一三五四号 昭和三十一年四月二十六日受理

鹿児島県桜島噴火降灰によるたばこ耕作被害対策の請願

請願者 鹿児島県議会議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

全国でも低位生産性にある鹿児島県畑作農家の安定を計るには、唯一の換金作物である葉たばこ耕作に依存するところ大なるものがあり、今年度も大幅な増反計画を企図しているが、何分にも毎年の台風災害はもちろん、最近桜島の噴火降灰が激じんをきわめており、従つて今後の肥培管理に当つては相当の困難が予想されている。県においては暫定的な対策として生産資材の投入あるいは降灰の取除き等による災害回避を目下実施中であるが、他の作物に比し周到な肥培管理を必要とすること等からしてその生産費も多額にのぼり、また実収高も相当の減収が予想されるから、専売公社においては、今後このような実状を適期に調査されると共に、専売法に基づき災補償金の適用についても十分なる考慮を払われたいとの請願。

昭和三十一年五月十四日印刷

昭和三十一年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局